

令和3年12月15日開会

令和3年12月16日閉会

令和3年

第4回定例会会議録

小豆島町議会

令和3年第4回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第85号

令和3年第4回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年12月8日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 令和3年12月15日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和3年12月15日（水曜日）午前9時30分

閉 会 令和3年12月16日（木曜日）午後3時07分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	12月15日	12月16日
1	藤 本 傳 夫	○	○
2	三 木 卓	○	○
3	大 下 淳	○	○
4	森 弘 章	○	○
5			
6	中 松 和 彦	○	○
7	大 川 新 也	○	○
8	柴 田 初 子	○	○
9	森 崇	○	○
10	森 口 久 士	○	○
11	安 井 信 之	○	○
12	鍋 谷 真 由 美	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○
会 計 管 理 者	古 郷 信 子	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○	○
総 務 課 主 幹	相 原 隆 幸	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 竹 田 恭 平

議事日程

別 紙 の と お り

令和3年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月15日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 10名
- 第5 議案第47号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第6 議案第48号 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第7 議案第49号 小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第50号 小豆島町道路線の変更について (町長提出)
- 第9 議案第51号 公有水面埋立ての適否について (町長提出)
- 第10 議案第52号 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について
(町長提出)
- 第11 議案第53号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）
(町長提出)
- 第12 発議第3号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について
(議員提出)

令和3年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月16日（水）午後2時56分開議

- 第1 議案第48号及び議案第50号に対する総務建設常任委員会審査報告について
- 第2 議案第54号 小豆島町一般会計補正予算（第7号） （町長提出）
- 第3 議員派遣の件について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について （各常任委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について （議会運営委員長提出）
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について （各特別委員長提出）

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る12月8日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、令和3年度四国地区町村議会議長会において表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

四国地区町村議会議長会表彰、藤本傳夫殿。

○議長（谷 康男君）

表彰状

香川県小豆島町議会副議長 藤本傳夫殿

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和3年10月21日

四国地区町村議会議長会会長 原田達也

（拍手）

○議会事務局長（森 貞二君） 四国地区町村議会議長会表彰、森口久士殿。

○議長（谷 康男君）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 森口久士殿

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和3年10月21日

四国地区町村議会議長会会長 原田達也

（拍手）

○議会事務局長（森 貞二君） おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（谷 康男君） それでは、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和3年小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たります。一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年の瀬の何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年も残すところ僅かとなりました。昨年につき、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、議員各位はもとより町民の皆様には様々な面においてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在、香川県においては新規感染者数が抑制されているものの、国内では新たな変異ウイルスが確認されるとともに、年末年始を迎え、人の往来による第6波が懸念されますことから、引き続き感染防止対策の徹底にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

一方で、世界の持続可能な観光地TOP100選に国内で12の地域、四国では唯一、小豆島町が選出されたことは、本町にとっては大変明るい話題であり、来春4月には5回目となる瀬戸内国際芸術祭の開幕を迎えます。これらを契機に、ポストコロナを見据えた持続可能な地域づくりを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、本定例会では、条例案件3件、その他案件3件、補正予算案件1件をご提案させていただきますこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時36分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、9月1日以降12月7日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件及び定期監査の結果報告は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、7番大川新也議員、8番柴田初子議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と16日とし、会期は2日間としたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よつて、今期定例会は本日と16日の2日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 所管事務調査報告について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

教育民生常任委員会から報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 令和3年12月15日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
教育民生常任委員会委員長安井信之。

調査報告書。

閉会中の継続調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。ごみの収集体系の見直しについて。
2. 調査の経過。令和3年10月12日に委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。
3. 調査の結果。ごみの収集体系の見直しについては、住民サービスの向上につながるるとともに、住民に混乱が生じないよう見直しを行う必要がある。令和4年4月1日から実施できるよう検討し、実施前には住民への丁寧な説明と周知を徹底されたい。また、ごみの収集方法やごみ出しのルール等についても、併せて住民への周知を徹底されたい。以

上、報告いたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。4番森弘章議員。

○4番（森 弘章君） 私は、今ある町有地のさらなる利活用について質問をいたします。

小豆島は、人口の減少に伴って空き家が年々増加し、宅地についても放置され、住宅密集地においても、以前と比べ十分管理が行き届かないところも多く見られるようになっていきます。

空き家については、空き家バンク制度や除却補助制度などにより取り組まれています。住宅跡地などの遊休地については、住環境の保全の面からも利活用が望まれるところでもあります。

また、住宅地に限らず、町有地についても、施設の廃止や更新等により不要になった土地の活用が期待される所であり、特に、利便性の高い場所については、遊休地として放置しておくのではなく、早急に活用すべきではないかと考えます。

具体例として、庁舎の統合移転により、旧池田庁舎跡地を含む周辺地は、水道企業団等の来客用駐車場として利用はされているが、未舗装状態であり、活用の方向性ははまだ示されていないのではありませんか。

また、旧内海庁舎跡地については、前回の質問以降、建物の除却、西側一角での、高校への通学の利便性を図るための駐輪場が整備されたが、それを除く大部分が空き地のままとなっています。

前にも述べたように、旧庁舎跡地周辺には、路線バスの坂手線、福田線の2つのバス停があり、付近には病院、図書館、銀行、スーパーにコンビニなどが立地する、町内では最も利便性の高い場所です。

また、10年以上前になるが、旧内海庁舎前交差点から福社会館前の交差点にかけての国道436号の拡幅計画の話聞いたこともあったが、その後の拡幅計画はどうなっているのか気になるところであります。

そこで、次の3点について質問をいたします。

まず、1点、旧池田庁舎跡地の活用はどのように考えているのか。また、その土地に関連して、隣接するその前の手狭な町道拡幅等の整備計画などはあるのですか。

2、旧内海庁舎跡地には、一部は駐輪場、また交差点付近では簡易舗装された歩道として活用はされているが、ほとんどがロープを張った立入りのできない空き地となっております。この場所は、路線バス2路線の結節点で、町の中心部でもあり、いつまでも放置しておくのは好ましくないと考えますが、将来的な活用策について腹案があればお伺いします。

3番、また、県の管轄にはなりますが、旧庁舎前から福社会館前交差点の間、数百メートルの国道の拡幅整備の計画があると聞かすが、現在、進捗状況はどうなっているのか。整備計画の内容によっては、旧内海庁舎跡地の利活用にも関係してくると思われしますので、併せてお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から旧池田庁舎跡地と旧内海庁舎跡地の利活用についてご質問をいただきました。

まず、旧池田庁舎跡地につきましては、議員がおっしゃるように、池田窓口センターや香川県広域水道企業団等の来客用駐車場として利用しております。会議等があった場合には、保健センター正面、町道沿いの駐車スペースだけでは不足することがあるため、来庁者の利便性が向上しているものと考えておるところでございます。

旧内海庁舎の跡地につきましては、駐輪場を設置したことにより、通勤、通学のバス利用者の利便性の向上を図っておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、旧内海庁舎前から福社会館前交差点までの国道の拡幅整備の計画があると聞いており、その整備計画が庁舎跡地の活用に影響してくると思っておりますので、その進捗を待ちたいと思っておるところでございます。

過去の答弁でもお答えしたとおり、両庁舎の跡地は、町内でも利便性の高い場所にある

町の大切な資産でございますので、町民の皆様の意見を伺いながら有意義な活用方法を検討してまいります。

また、旧池田庁舎跡地前の町道亀山線につきましては、今後県が行う国道436号の道路整備に伴い、小豆島中央病院へのアクセス道路として整備していかなければなりませんし、旧内海庁舎前から牟礼病院までの国道436号の歩道整備計画につきましては、道路法線計画並びに詳細設計を行っていると聞いております。

これら詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私からは、町道、国道の拡幅整備などにつきましてご答弁いたします。

旧池田庁舎跡地前の町道亀山線につきましては、一部、道路幅員が狭小である箇所もあり、通学路でもあるため、安全対策が必要であると思っております。まずは、今年度に旧庁舎跡地前と消防跡地前の用地を利用して、歩行者が通行できるグリーンベルトを施工する予定であります。また、町長が申しましたとおり、国道436号の道路整備が実施されることになった場合には、国道436号から小豆島中央病院へのアクセス道路としての整備が必要と考えております。

旧内海庁舎前から牟礼病院までの国道436号の歩道整備計画につきましては、県は令和元年度に現地測量を行い、道路線形の計画を入れて、現在は詳細設計を行っていると聞いております。町からの要望としましては、旧内海庁舎跡地を利用したバスレーンの設置を要望しております。

いずれにしましても、詳細な道路計画が決まりましたら議員の皆様にご報告いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） 分かりました。

再度、旧内海庁舎跡地に関してですが、意見を述べさせていただいたと思います。

庁舎跡地の近くには安田馬場があり、その一角に遊具が設置されているが、安田馬場は内海地区の中心位置に位置し、図書館にも隣接していることから、子供や親子が遊具で遊ぶ姿を日常的に見かけるなど、利用頻度は高いと思われます。

遊具も設置から相当年数が経過しており、設置場所も手狭なことから、遊具の更新と併せ、庁舎跡地に、できればオーリーブ公園に設置しているような一体型の遊具や一定数の車両の駐車場、またジョギングやウォーキングの人々も立ち寄れるなど、まちなどでよく見

かける緑を配したポケット型ミニ公園などはいかがかなと思ったりもしております。これまでの小学生議会でも、何度か、遊具のある公園を造ってほしいとの質問や要望を聞いております。

また、バス停は、福田行きがコンビニ前、坂手行きが百十四銀行前と分かれています。が、跡地の整備と併せ、バス利用者の利便性の確保からも、2つのバス停を1か所にしてはいかがかなと思ったりもしております。

住んで訪ねてよいまちづくり、まちの要衝、要の地なればこそ不可欠な投資と考えますし、またその空き地が過疎地の象徴とならないよう、早急な取り組みを期待しております。以上、質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、サイバー攻撃への対策はできているのであろうかということ質問をいたします。

10月末、徳島県西部の120床あります中核病院の町立半田病院をサイバー攻撃が襲い、約8万5千人分の電子カルテが閲覧不能となり、過去の診療記録が全部見られずに、新規患者の受入れが停止となり、復旧のめどが立ってなく、災害レベルの事態との報道がありました。

電子カルテに切り替えているので、紙は残ってなく、会計システムも使用できなくなっているとのこと。このハッカー集団は、世界中で攻撃を繰り返し、米国最大の石油パイプラインが攻撃され、操業停止に追い込まれ、約5億円をハッカー集団に支払ったとのことあります。日本でも、光学機器のHOYA、ゲーム大手カプコンが被害に遭いました。

小豆島町の関連施設でも、ハッカー集団からサイバー攻撃を受ける可能性があるのではないか、その対策は万全にできているのであろうかと心配で、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員からサイバー攻撃への対策についてご質問をいただきました。

近年、情報技術の進化発展が著しく、官民間問わず、業務を行う上で情報技術が欠かせない状況でございます。

一方、浜口議員からご指摘いただいたようなサイバー攻撃による事件や事故により、業務が適切に継続できなくなる事態や、個人情報や機密情報の流出、紛失事故が発生する事象もあります。

本町においても例外ではなく、他の行政機関と同様に情報セキュリティ対策を行っていく責務があると考えております。情報セキュリティ対策は、機器類の更新等のハード対策、人的ミスを防ぐためのソフト対策を組み合わせる必要があるため、本町においても必要な対策を講じているところでございます。

ただし、サイバー攻撃は日々高度化、複雑化を続けていますことから、時代に沿った見直しや改善が必要であると認識をいたしております。

本町におきましても、サイバー攻撃による被害を最小限に留めることができるよう、危機管理対策の一環として情報セキュリティ対策に万全を期してまいります。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私からは、本町における行政組織の情報セキュリティ対策についてご説明申し上げます。

先ほどの町長答弁にもありましたように、情報セキュリティ対策は、ハード面とソフト面を組み合わせる対策が必要となります。

ハード面につきましては、平成27年に発生しました日本年金機構の個人情報流出事故により、平成28年に総務省が策定した自治体情報システム強靱化向上モデルを参考に、ネットワークの三層分離、つまり個人番号を利用した事務系、住民票とか税務の関係でございます。それから、L G W A N系、これは自治体が使っている通常の事務用の回線でございます。それから、インターネット接続、つまりこれは一般のインターネットにつながっている回線、これをそれぞれ別々の回線に分けております。これを一緒にすることで外部からの侵入が起こる可能性が大きくなりますので、現状は三層分離という形で行っております。こういった構築をしております。

これは、直接インターネットで外部から機密性が高い住民基本台帳ネットワーク、個人番号などの事務や、職員が使用しているパソコンにアクセスできないよう、平成28年度に情報セキュリティ強化対策事業として機器の整備を行っております。

職員が使用する外部インターネットにつきましては、県と県下8市9町が共同で調達した県セキュリティクラウドが常時監視を行っており、今年度、その更新を行ったところであります。本町の機器につきましても、サーバーやネットワーク機器、随時更新を進めているところであります。参考までに、今年度におけるこれら機器の更新に係る予算額は約1千500万円と、セキュリティ対策には多額の経費が必要となっております。

一方、ソフト面につきましては、人的ミスを防ぐため、職員のセキュリティ意識を高

めるための教育が重要でございます。令和3年度におきましては、若手職員を対象とした情報セキュリティ研修のほか、地方公共団体情報システム機構が主催するリモートトレーニング研修など、また本日16時から個人番号取扱事務に関する研修を実施する予定など、町長が掲げる人材育成の一環として、引き続き各種研修への積極的な参加を促してまいりたいと考えております。

情報セキュリティ対策は、先ほど申し上げましたように、多額の費用が生じるものの、個人情報や機密情報の流出、紛失事故は絶対にあってはなりません。したがって、議員ご指摘のとおり、サイバー攻撃などに対してはハード、ソフト両面において万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 現在の段階ではそういう最善のサイバー攻撃対策を講じておるといってございしますが。

次々と相手さんも進歩する、こういうことで、この間はパナソニックもこういうことで襲われたと報道がありました。ソフト、ハード両面におきましてこの対策が日々更新いうんかな、こういうことをしないといけないということで。例えば、今さっきの出ました病院につきましては、新たにやり直すのに2億円ぐらいかかるそうです。そんなんで、追っかけっこになるかも分かりませんが、サイバー攻撃に対しては万全に対応していただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わりです。

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうから2問質問したいと思ひます。

まず最初に、老朽空き家管理への手助けをということですが。

年々増え続けてきております老朽空き家また周辺樹木等の放置は、近隣住民からの苦情が絶えない状況になっております。多くの住民から相談を受けますが、私も、相談を受けても役場のほうに話しに行くだけであって、その対応がなかなか難しく、大変困惑しております。

確かに、町は、空き家バンク、トイエ等で対応してはいるが、空き家バンクはあくまでも登録された家に関しての貸し借り等の世話であって、実際にその家の管理、樹木等の管理は登録していなければ本当に無策になっていると。

数えてみますと、神懸通、私の地区で今60件ほどの空き家、その空き家の種類は、年に1回、2回帰ってきて家の掃除をすとかお墓参りに行くとかいうなことで、それ以外の空き家は、都会のほうに所有者が生活しておいでで、一切帰ってこないというなことで。私のところの地域でも、地元の総代にお願いして文書で手紙を送ったり、どのような対応をお願いをしておりますが、一切返答の来ない家庭が多いです。町の住民生活課に相談して、町のほうからも連絡をしても返答が返ってこない。本当に空き家です。老朽しております。地域住民は、周辺の住民は、どのようにしたらいいのか、本当に困っております。

そういうところで、私が思いますに、町として所有者への管理の手助けになるような積極的な対応はできないものか、質問したいと思います。

私の考えます対応としては、所有者、当然、固定資産税は当町に払っていただいていると思いますが、所有者の当該の住所は確認できると思いますが、そこへ半強制的に通知を出し、また帰宅が困難という家庭には、こちらのほうでこういった業者とといいますか、業者にしたら周辺の草木の整備、植木の剪定とかは町のシルバー人材センターもありますし、専門の剪定とか造園の業者も小豆島内にありますので、そのあたりを町が相談窓口を新たに設置して、柔軟に対応できるような方法があるのではないかと。

今、トティエに関しては、ネット等で都会の方の移住等の手助けになっておりますが、地元の老朽した空き家の管理に関しても、町として新しい部署を設置してでもそのような対応を住民は望んでおります。本当に困っているんですよ。樹木が境界を越してきても、一本も切れない。所有者の確認を取らないと切れない。ブロック塀が倒れそうになってきておっても、所有者が対応しなければ、地域住民、周辺住民は何もできないんです。そのあたりは町として何らかの手助け方法ができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から老朽空き家管理への手助けについてご質問をいただきました。

町内には約2,000件の空き家がございます。多くは所有者が管理されておりますが、中にはそのまま放置される等、管理ができていない空き家も見受けられます。

町では、空き家バンク登録制度を設け、空き家の利活用を推進したり、老朽化して倒壊等のおそれのある空き家に対しては、除却費用の一部を補助するなど空き家対策を行っているところでございます。

大川議員のおっしゃる危険空き家や樹木の繁茂などによる近隣住民への影響に対する町

の対応として、小豆島町みんなでまちをきれいにする条例に基づき通知をするなどして、適正管理をお願いしているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 私からは、老朽空き家所有者に対する現在の対応について答弁いたします。

老朽危険空き家などの近隣住民からどうかしてほしいとのご相談があった場合、まず自治会長への相談をお願いしております。この段階で解決する場合がありますが、解決しない場合は本課に相談がございます。本課にて現地を調査した上で、所有者へ通知しております。これで反応がない場合は、再度通知しております。この通知書には、インパクト、危機感を与えるためにも現況の写真を添付したり、空き家除却制度や空き家バンクのあっせんなど冊子を同封し、適正管理を促しております。

通知をしますと、何らかの反応もがございます。問合せがあった場合、もちろん管理のお願いをいたしますが、除却する場合であるとか空き家バンクの登録の相談に応じる場合があります。中には、管理に関するお問合せがあった場合は、シルバー人材センターを紹介するなどの対応をしております。

大川町議が危惧されておられることは、無反応の方への対応だと思われませんが、現在の条例ですと協力要請まででありますので、粘り強く通知するしか方法がございません。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき執行する方法がございます。これは、まずその家屋を特定空家として認定した上で、助言・指導、勧告、命令そして代執行と進めていきますが、最終的に代執行を行ったにもかかわらず費用を徴収できなかった場合、その費用は町が負担しなければなりません。本来、所有者が果たすべき義務を町民の負担をもって代行することになりますことから、慎重に対応せざるを得ないのが現状でございます。

町には、小豆島町空き家等対策協議会がございます。特定空家認定など今後の対応について委員さんのご意見をお聞きしながら協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 対応しているということですけど。無反応のところですね。年間どれぐらいそのような対応を今、町としてやっておりますか。相談は何件ぐらいありますか。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 令和2年度で申し上げますと、苦情相談件数が22件ございました。うち、それから通知をいたしましたのが20件、うち解決した件数が11件となっております。中には、苦情相談があつて自治会のほうで対応していただく、この件数は把握しておりませんが、こういうようになっております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 20件いうたら少ないですね。もっとそういったところを周知すると。迷惑がかかっている町民に周知して、こういうな制度でありますよというのを、町のほうに知らせてほしいとかそういうなことで、ここに住んでる住民自体がその制度等を利用して、そういうな方法でできるんだということをもう少し住民に周知する必要があるんじゃないかと思います。

私のところに相談に来られるんですけど、私も今初めてそういうな相談の窓口があるというのを知ったところなんで、私の勉強不足かも知れませんが、住民の方にもそういうなところでそういうな住宅があるのであれば町のほうに連絡をして相談してくれというな窓口、PRをお願いしたほうがいいのではないかと思いますので、ぜひ何らかの形で住民に再度周知をお願いしたらと思います。専門の部署、今、住まい政策課でそういうなことを担当しているということも住民に周知するようお願いしたいと思います。

続きまして、児童遊具設置公園の増設・整備はということです。

町内に遊具の設置された公園は何か所、実際あるのか。これは町立の考えでいいと思いますが、どれぐらいの公園があるのか。また、その公園に関してはどれぐらいの遊具があるのか、ブランコと滑り台だけとかいうふうな公園もありますし、実際に公園と名前のついてない、自治会の地域の広場というふうなこともあるかも知れませんが、箇所はどれぐらいあるものか。

また、当町も少子化の到来は感じるが、数少ない子供たちに遊具の設備された公園は本当に数少ないと思っております。各地区でも、頭で考えて数えていっても、本当に少ない。結構、都会のほうから里帰りして子供たちを遊ばすのにどこへ連れていったらいいのかというふうな話を聞くことが多くあります。確かに、幼稚園、小学校には遊具がありますが、土日には一応校門は閉まっておりますし、校門をくぐって、一般開放をしているとは思いますが、なかなか学校へ、遊具のところへ遊びに行く子供たちは少ないと思っております。そういったところで、各地区への遊具の設置公園を増設し、子育てしやすい環境をつくるのも大切ではないかと思っております。

たまたま先日、12月の町広報の中に、一番最後の、地元の高校生が小豆島の未来を担う若者の思いというなことで、このことが書かれておりました。一部読ませていただきます。

子供たちが利用できる施設が減少しているとともに、その設備が不便になっていると思った。また、老朽化や公園の遊具の減少などが挙げられます。このような子供や若い人に使ってもらいたいものが最近の小豆島では少なくなっている、使えなくなっているというふうな気がします。まず、若い人が少なくなっている理由には、子育てしやすい環境がまだまだ整備されていないことが原因なのではないかと。今の高校生、小豆島における高校生でもこういった考えを書いているということは、今の子供たちにとって数少ない遊び場、そういったところで、今後町として、確かに、町立の公園なりというのは、遊具等の事故があったときの対応とかいろいろ難しい問題はあると思いますが、ぜひ大きな遊び場、公園を設置していただきたい、増設していただきたい、考えはないでしょうか。

例を出しますと、土庄がオリーブタウンでしたか、あそこの広場でこどもさくら公園、本当に立派な公園が最近できたと思えますが。ちょうど商業施設とか役場とか中心部に大きな公園、遊具もかなりたくさんありました。芝生広場もできております。私は最近あそこを知ったんですが、整備されたのは確かに最近だと思えます。

先ほど森議員の質問にも出ました。確かに、安田の馬場の公園があります。本当に集中しておりますが、あそこでは遊具が足りません。広場も足りません。自由に子供たちが遊べるような広場では私はないと思えます。そういったところで、今後そのような公園の増設、ぜひお願いしたいですが、考え方はいかがでしょうか。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員の児童遊具設置公園の増設・整備についてのご質問にお答えをいたします。

子育て支援につきましては、町長就任以来、積極的に取り組んでおり、現在は、第2期すくすく子育て支援アクションプランに基づき、魅力ある町の発信、地域による子育て支援、子育てしやすい環境づくりの3つの柱を軸に、子供たちが健やかに育つよう、成長段階に応じたきめ細やかな施策を実施してまいりました。

公園等への遊具の設置につきましては、一部の自治会から、子供たちが利用しやすいように身近なところに簡単な遊具を設置したいとの要望がありましたので、平成25年度から子育て支援モデル事業の一つとして、自治会が遊具を設置した費用に対して補助をいたしております。各自治会において協議され、この制度を十分にご利用いただきたいと思います。

るところでございます。

一方、町といたしましても、町が管理する公園の遊具の点検及び充実について、大川議員ご指摘のとおり、前向きに検討したいと考えておるところでございます。

町内の遊具を備えた公園の数や自治会への遊具設置に対する補助の状況につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 町内に遊具のある公園と自治会への補助の状況について説明いたします。

現在、町内に遊具が設置され子供たちが利用できる公園は、池田地区に10か所、内海地区に18か所の28か所あり、場所と写真につきましては、小豆島町のホームページや、毎年こども教育課で発行しています子育てガイドブックで紹介をしております。そのうち町の管理をしておりますのは、池田で3か所、内海に8か所ございます。また、それ以外に幼稚園、小学校など12か所に遊具があります。

自治会への補助の状況ですけれども、自治会が設置場所を確保し、遊具の設置と責任を持って管理することを要件に、設置にかかった費用に対し、50万円を上限とし、3年補助をしております。これまでに、池田地区では、上地、迎地、入部、室生の4つの自治会と、内海地区では、安田、堀越の2つの自治会がこの制度をご利用され、小さなお子さんが遊べる遊具が身近なところに整備されております。来年度も補助制度を継続する予定でございますので、ご利用いただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） かなり件数的に多いような感じがするんですけど、実際にブランコと滑り台の遊具がありますうだけではいかなのでしょうか。広場が欲しいんですよ、自由に遊べる。そのあたり、もう少し子供たちの考え等を考えて、滑り台とブランコがあったら公園ですいうもんじゃないと思う。地域でこれだけ高齢化になりますと、高齢者もくつろいでブランコに座って、ベンチに座ってくつろいで一日を過ごせるような、そういった広場が欲しいんですよ。都会に比べると、田舎の小豆島でそういった広場が少ない。個人の所有地を借りるわけにもいきませんし、そのあたりのことは難しい点もあると思うんですけど。そういった何か所ありますというのは分かりますが。確かに、ブランコ一つといっても1か所に数えますからね。それでは公園ではないですよ。

だから、町立の公園、広場というふうなことも今後考えていくべきですし、個人の所有地を買い入れても、そういったことは地域にとっても、自治会もやれと言うたらそんな

ですけど、町としてそういった子育てに関する対応ももっとも必要になってくるのではないかと、そういうなことを考えますが。

各自治会への遊具の補助、確かに件数が増えてはおりますが、今後はそういったことも頭に入れて、各地区でそういうなところがあれば理想なんですけど、なかなか難しい条件もあると思いますが、ぜひ前向きに公園の設置については考えていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） 次、8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） がん検診等の受診の現状と取り組みについてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症が拡大されて以降、乳幼児の健診とかがん検診の受診を控える人が増えていることが、昨年コロナが始まってからそういうふうに報道されておりましたりしていることから、懸念されておりました。

先月11月25日に国立がん研究センターは、新たにがんと診断された人は2019年に比べて6万人も減ったとの調査報告を発表されました。2人に1人が罹患すると言われておりますがんですけれども、増加傾向にある患者数が実際に減ったとは考えられにくく、新型コロナウイルスの影響で検診や受診を控える人が増加した影響と見られており、今後、発見が遅れ手後れ状態になる人が増えるのではないかと懸念されております。

小豆島町におきましても、早期発見、早期治療が大事ですと受診率向上を目指して対策を立て、様々なところで結果は十分上がってきていると思えますけれども、やはり影響はあったのではないかと思われます。

そこで、今現在の受診状況と今後の取り組みについてお考えをお聞きしたいと思えます。お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員からがん検診などの受診の現状と取り組みについてのご質問をいただきました。

小豆島中央病院の外来の動向を見ますと、現在は平常に戻りつつございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、小豆島でも受診控えがあったように思っております。議員ご指摘のとおり、過度な受診控えは、最適な治療が受けられなくなり、健康上のリスクを高めてしまう可能性がございます。

また、定期的に健診やがん検診を受けることが生活習慣病の予防やがんの早期発見、早期治療につながります。まずは自分の体をきちんと知ることが健康維持の第一歩でございます。

ます。

このため、本町では、新型コロナウイルス感染防止対策を講じることで、乳幼児から成人まで、従来どおりの受診機会の提供に努めているところでございます。一部の健診には影響があったものの、大腸がんや肺がん検診の受診率は高まっていることから、大きな影響は生じていないと考えておるところでございます。

また、今年度は、がん検診希望調査を行うことで検診に対する意識を高め、効果的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図ることといたしております。今後におきましても引き続き受診率の向上に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、各種検診の状況とがん検診希望調査の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から各種検診の状況とがん検診希望調査の詳細についてご説明を申し上げます。

初めに、検診の実施に当たりましては、細分化した時間の案内、また体調確認、消毒、身体的距離の確保などの感染対策を講じた上で実施しているところでございます。

受診者の状況につきましては、島内の感染状況により、実施についての問合せもありましたが、妊産婦・乳幼児健診につきましてはほぼ全ての方が受診されています。また、大腸がん、肺がん検診の受診率は、前年度より高まっておりまして、新型コロナウイルスの影響は小さいものと考えております。

ただ一方、特定健康診査、また後期高齢者健診でございますが、これにつきましては、新型コロナワクチンの接種に医療機関が特化したこともありまして、健診の受入れ体制が整わなかったため、医療機関での受診者は10月末で約1,000名と前年から半減したような状況になっております。ただ、このため、今年度は健診期間を年度末まで延長して対応しているところでございます。

次に、がん検診希望調査でございます。これは、男性は40歳から、また女性は20歳から、いずれも69歳までの方を対象に、合計で約6,400名に、各種がん検診についての受診希望の有無、また未受診理由等をお伺いして、令和4年度の検診に反映しようとするもので、今年度の2月の実施を予定しているところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） あまり影響がなく、よかったんでないかなとは思いますが。コロナのそういうなんがありましたので、高齢者の方とかはそこを気にしていますので、行かれた

んじゃないかと思えますけれども、順調にいつていることはよかったなと思えます。

私も、これまでもがん検診とかそういうなんについては様々、予防、早期発見のためにいうので提案をさせていただいてまいりました。それで、関連なんですけれども、ここで聞きしたいと思えます。

以前に令和2年3月議会で、女性の命を守る乳がんの自己検診用グローブの配布、この分が令和2年度はまず啓発用グッズとして切れ目の人たちにお渡しして、余った分には希望者に配布するというので、効果を見てみたいと考えているというふうな答弁をいただいております。その間、急にコロナも入ってきたので、なかなかそれが実施されているかどうかと思えますので、その後、乳がんのグローブについての今の状況はどういうふうになっているのかということと。

もう一つ、子宮頸がんを推奨するっていうのは今止めてましたけれども、国のほうでも来年4月ぐらいから積極的に推奨して検診を受けられるようになっていうふうになってきております。小豆島町につきましても、昨年の9月議会で子宮頸がんの予防ワクチン接種が順調に行われるようになっていうことで、町としても、香川県が作った小冊子、それと共に対象の方にそれぞれお送りしてあるというふうには聞いておりますので。先日も課のほうに聞くと、受ける方が中学生とかいうのがだんだん増えてきてるっていうことも聞きましたので、その状況も少し教えていただけたらと思えます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 1問目のがん検診のグローブのほうなんですけれども、数量は手元にはないんですけれども、継続して実施してるところでございます。

次の2点目の子宮頸がんワクチンの件でございますが、これにつきましては、昨年度から積極的な情報提供ということで、これまではほとんど情報提供してなかったんですけれども、昨年度から県のパンフレットを活用したり厚生労働省のいろんなパンフレットを使いまして情報提供してございまして、令和2年度の子宮頸がんワクチンの接種実績が10月末現在で3名だったところが、今年度は57名、かなり増えております。来年度はほかのワクチンと同じように通常の積極的な勧奨になりますので、もう少し高まるものと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） ちょうど、子宮頸がん、今日の朝の四国新聞、今日付の、それに香川短期大学の女子学生がボランティア団体を立ち上げて、推進に、子宮頸がんに行くわよということまでしてるといなんですね。でも、この方は、何かお母さんがお亡くなりにな

なったのかな、そんなこともあって活動を始めてるっていう。若い人が自分の命を守るいうことに積極的に取り組んでいるっていうことは、すごく素晴らしいことでもあると思います。

それについて、小豆島町での若い人たちっていうか、教育現場でのがん対策、がんに対するそういうなことへの取り組みっていうのは何かしてるようなことはあるんでしょうか。教育長、ありますか、あれば教えていただきたい。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 教育現場は把握できてないんですけれども、対象となる年代の方につきましては、先ほど答弁しましたとおり、パンフレットとか漫画本で分かりやすい周知に努めてますので、それ以上のことは多分ないのかなと思います。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 子宮頸がんとかはそれなんですけれども、一般的ながんに対して子供たちに教えるという、命の大切さを教えるっていうんですか、そういうなところを、今のほかのところを見ると、学校単位でしてるところもあるようなところがありますので、ぜひ学校とかそういうなところでも、自分の命を守るためにはこういうなことも大事なんですよということをぜひ取り入れていただきたいと要望して、一応終わります。すみません。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私から3問質問いたしたいと思います。

最初に、草壁港高松港航路の確保の決意についてでございます。

私は、政治というのは弱い人たちを守るのが一番だというに思ってます。草壁港から高松間の航路を走らせるため、一丸となって立ち上がるべきと思います。町と県と国が一つになって草壁航路を元に戻すべきです。

3年前、高速艇が走らなくなったとき、県に申し入れましたが、何で土庄と池田港と草壁港の3か所から高松に来ているのですか、土庄だけでいいでしょうと県の担当職員に言われ、驚きました。事情を言いますと、私は来るのばかり見ていて、帰るのを見ていな

かったと訂正されました。島に住む私たちと高松の方の認識の違いがあまりにも大きいと感じた出来事でした。

免許証を持っていない方、返した方、自家用車を持っていない方、お年寄りの方の立場を深く考えるのが政治だと思います。来年は瀬戸芸の年です。観光客の方も、この航路が走らないままだと不便だと思います。

何度も言いますが、細田衆議院議員が隠岐の島に通う船を守るため、航路も道路でしょうと言われました。航路を守るためのこの言葉を大切にすべきです。

同じ名前のブルーライン道路も、以前より利用者が少なくなっても今もなくなりません。少し前に亡くなった川崎県議が船は道だぞと言われたことを忘れません。改めて町の決意をお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から草壁港高松航路確保の決意についてご質問をいただきました。

これまでの議会におきましても、今回と同様の趣旨でご質問をいただき、答弁させていただいたところでございます。

細田議員や故川崎県議のお言葉のとおり、島国にとって、航路は、地域と地域をつなぐ道であり、人々の移動や物流に欠かすことのできないものでございます。また、子供や高齢者、障害のある方など交通弱者にとって、身近な航路が不可欠であります。したがって、小豆島の6つの航路は、これまでの答弁で繰り返し申し上げているとおり、住民生活と島の発展に重要であると考えているところでございます。

瀬戸内海の中心に位置する小豆島は、古くから海上交通の要衝として、人や物が行き交い、様々な産業が育まれてまいりました。また、航路を通して培われてきた歴史、文化、産業などは小豆島の大きな魅力であり、航路の維持、存続は島の活性化のためには欠かすことができない重要な施策であるという認識は、私も森議員と全く同様の考えでございます。

最後に、決意でございますが、これも繰り返し申し上げているように、草壁高松航路は、地域住民の日常生活や社会生活にとって大切な指定航路であり、港としての機能が確保されている間は、京阪神航路の復活のように、僅かでも可能性が残されていると考えております。

今後におきましても、港の機能の維持管理を継続し、交流人口の拡大、産業の活性化、文化活動の推進等を図り、町と島の魅力を高め、海の復権と全ての港の活性化を目指すこ

とで航路再開の可能性を高めていきたいと考えており、改めての決意とさせていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森崇議員。

○9番（森 崇君） 今の説明でいいんですけども、瀬戸内海をはじめ、海の上に橋を造ると、瀬戸大橋なんかありますが、傷んでくると思います。費用もたくさん必要でございます。島と島をつなぐ短い橋も何本かありますが、私たちは、一番現実的なこと、航路を守ってほしいと言っているだけでございます。ぜいたくでもなく、現実離れもしていないと思います。

つい先日の議会運営委員会で、川宿田課長から、森議員は航路問題の質問を6回もしたと言われて、ショックを受けております。しかし、この問題、今後もっと重要になると思いますので、6回の質問を簡単に説明させていただきます。

昨年の8月の末、町の玄関で池田の片山さんと両備の小嶋社長に会いました。そのとき、こんな大ごとになるとは思っておりませんでした。

昨年の9月には、高速艇が止まって4年目に入るので、フェリーの問題というのは僕はしておりません。

12月議会は、こうした事実を心配しての草壁航路のことを質問いたしました。偶然、12月1日に公共交通政策基本法の法律が改正されました。大きなチャンスだと私は思いました。また、12月14日には、航路存続の署名3,264名分を県の交通政策課に提出いたしました。今年の4月であの航路がなくなる予定でしたので、議会質問するのは当然だと今も思います。

今年1月17日には、草壁港に600人の人が集まりました。神浦の方や福田の方にもお会いしました。町長との意見交換会で、大切な生活航路の移動手段と町老連が捉えておられ、そのとおりだと思いました。

3月議会でも、そういう意味でも質問いたしました。

議会だけでなく、もっと広げるため、社会新報も旧内海に2,000枚、旧池田町に850枚折り込みしました。読んだ方から、よかったと言われました。

今年8月には、8,000部、航路必要のパンフレットが全戸配布され、勇気づけられました。200万円もかかったらしく、経営者の方も多くのカンパをしたと思います。私は、この地域はすごいと思いました。若い方もアンケートをするなど頑張っておられます。

大きな政治課題、心からの願い、航路の必要性が高いから、10月9日の四国新聞に記載されたと思います。その新聞には、小豆島、高松草壁間フェリー休止半年、住民、航路存

続へ活動の見出しがあります。不便を強いられている内海地区の住民からは不満が噴出、住民の一部は新たなフェリーの就航に活動をしているとあり、寝耳に水というのも書かれております。ですから、今の町長の答弁でも私はいいいんですけど、頑張ってもらいたいというふうに思っています。

次に入りたいと思います。

危険空き家対策についてでございます。

町だけではどうしようもない、県からよい返事がないとのことですが、知事が言っておられるのに何もできないというのは納得できません。

以前質問した安田のあの家ですが、瓦が十数枚落ちています。風の強い日は本当に危険で、まさに危険空き家でございます。以前にも言いましたが、通学路なのに何もしないというのを放置してよいはずがないと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から危険空き家対策についてのご質問をいただきました。

町といたしましては、住民の生活環境保全を図るため、空き家バンク制度や老朽危険空き家除却支援事業等の施策を行っております。

前回の議会でも同様のご質問をいただきましたが、老朽危険空き家の除却に関しましては、県の補助制度にのっとった事業でございますので、現行の制度では、住宅以外の建物でありますことから、補助の対象となりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 私からは、危険空き家の対策について答弁いたします。

森議員のおっしゃるあの家は、以前からご相談いただいております、工場、倉庫など住宅以外の建物で、前回の一般質問での答弁の繰り返しとなりますが、現行制度では、住宅以外については補助の対象外となっております。

近隣や道路通行者等に被害を与えるおそれがある危険な建物であることは十分承知しております。このような危険な建物につきましては、小豆島町みんなでまちをきれいにする条例に定められておりますように、居住し、または使用していない建物の所有者は、建物の荒廃等により周辺的生活環境を損なうことのないよう、当該建物の適切な管理に努めなければならないとなっておりますことから、通知するなどして粘り強く適正管理をお願い

していきたいと思っております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 通学路の安全対策について説明いたします。

通学路につきましては、毎年、香川県や小豆警察署など関係機関と共に現地確認を行い点検しています。

本年は、千葉県で児童の下校途中に発生した事故を受けて、保護者のご意見もお聞きした上で緊急点検を実施いたしました。緊急点検では、通学路の危険箇所として、自動車の走行に関するものだけではなく、ブロック塀や民有地に関するものもありました。この結果に基づき、改めて児童・生徒に対して通学路の危険な箇所を周知するとともに、注意喚起をしたところです。今後も、交通ルールを守るなど安全教育を徹底するよう指導してまいります。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） ここに県の広報がございます。8月号です。

一番後ろのページに、知事のコラムの欄に、各市町村と連携して、危険空き家の解体費用の助成を行っております。空き家は確実に増え続けており、今後も増加するものと考えております。空き家問題は、時間がたつほど深刻に、また解決が困難になっているとあります。

私も、この問題、県も訪ねて行ったんですけど、難しいということだったんですけど、努力といたしますかね。法律やからしょうがない、しょうがないと、歩く人は危ないんだと。小学生も反対側を通ってるそうですね、あの家の。そういった意味で、努力をお願いして、これは終わりたいと思います。

次に行きます。

3、学校統合の問題は。

少子・高齢化が進み、子供たちが少ない実態は知っています。2年前、多くの方に集まってもらうのはこれが最後ですと言われたと思います。私も、最初は統合反対でしたが、以前町会議員だったある方に聞きに行きますと、君が小学校1年のとき、何人、安田小学校に入ったのだと聞かれて、88人でしたと言うと、今は1年から6年で100人ぐらいだと、君は子供たちのことを考えていないだろうと言われました。ここまで来ると、小学校の統合問題を放置できないと思います。答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員の小学校統合についてのご質問にお答えをいたします。

小学校統合につきましては、さきの9月議会でも答弁したように、本年3月の施政方針の中で、子供たちにとってどういった教育環境が望ましいかを様々な角度から関係者と協議し、児童数の推移なども勘案しながら、その方向性を定めたいと申し上げたところでございます。

その後の検討状況といたしましては、10月29日に開催した総合教育会議がございます。この場において、本町では、小学校が4校あることで、児童間の距離を十分に取って授業を行っておりますし、仮に1校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されても、他校は通常どおり授業を行うことが可能であることを申し上げました。

また、再び放課後児童クラブを分散設置する必要性が生じた場合も、複数の小学校へ分散して設置することができるなど、臨時休業の際のリスクは分散されていると思っております。

一方で、小学校の児童数につきましては、住民基本台帳上ではございますが、内海地区において令和7年度には全校生が80人となる小学校が見込まれ、令和9年度には1年生が10名を切る学校が2校になる見込みでございます。

また、複数の学年で1学級が15人以下になることから、学習面で一部の教科で指導が難しくなることや、集団生活から学ぶコミュニケーション能力の育成についても影響が出るのではないかと懸念をいたしているところでございます。

令和2年度の出生数が特に少なく、令和3年度もほぼ同様の数値が見込まれますが、これが新型コロナウイルス感染症による一過性の現象なのか、恒常的にこれらの数値で推移するのを見極める必要があると思っております。

これまでも、苗羽小学校の児童数が平成25年の時点で100人を切るという推計があった時期もございましたが、現在まで110人台を維持しております。

小学校は地域の核であり、地域で子供を育てる観点から、できるだけ存続させたいという思いはございますが、複式学級が発生するような状況は避けるべきと考えておるところでございます。

児童数の推移を見極めることが重要ですが、昨年度からの出生状況を見ますと、現在の100人以上の学校規模を維持することは困難だとも認識をいたしております。

今後、関係者の皆様のご意見を伺いながら、様々な観点から十分検討した上で、内海地区3小学校の方向性を決定し、しかるべき時期に判断したいと考えておるところでございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森崇議員。

○9番（森 崇君） その答弁でいいんですけど、私は、昨年、ある幼稚園を見学したとき、先生と子供さんがとても仲よく、すばらしいと言いました。ある方が、生徒の能力は大勢のほうがよく伸びると言われました。先生と生徒のことだけで終わらせず、大勢の中でもまれることが大切と言われました。いわゆる切磋琢磨だというふうに思いました。少数生徒の長所と大勢の生徒でもまれる長所とを比べると、大勢の生徒のほうがよいと思うようになりました。

少子化の波は当分続くと思いますが、今答弁されたように、できるだけ早く答えを出してほしいというふうに思います。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 2番三木卓議員。

○2番（三木 卓君） 通告に従いまして、2問、私のほうから質問いたします。

1問目がマイシティレポートの導入をということで質問をいたします。

議員活動をやる中で、多い要望の一つが道路の補修とか改修、その要望を受けることが多々あります。私自身も、自分の地区を歩いてみたり自転車で走ってみたりする中で、がたがたしてるところ、アスファルトが剥がれているところ、穴が空いているところというのを見かけて、そのたびに今も建設課のほうに書類として提出をさせていただいて補修をしているっていう現状であります。一番最初は、その話を聞いて、建設課に行って、この場所がという声で全部やってたんですけど、担当者の方が地図を開いてくれてメモを取ってくれてというのをやる中で、手間そうやなと思ったんで、それ以降は現場の写真を撮って、ワードデータに貼りつけて、地図情報も貼りつけて、この場所ですっていう赤い点をつけて、今は書類で提出するようにしております。

それが、マイシティレポートというんは、スマートフォンから道路等の補修の要望を気軽に連絡することができる、市民協働投稿サービスというものになります。位置情報と画像データを同時に送信することで、送信者は電話するとか、僕の場合やとワードで作ってという手間が全くなくなり、受け付けたほうも地図を広げたりメモを取るなどの手間もなくなって、場所と現状の状況がすぐに分かって、対応がいち早くできるというものです。

また、これは別アカウントも設定することができて、通常時には道路補修等の要望用として、別アカウントは災害時に利用するということも可能です。近いうちに来るであろう南海トラフ大地震や線状降水帯等による災害もいつ起こるか分からない状況ですし、町内複数の場所で同時多発的に災害が起こった場合、より正確な情報を災害対策本部に集める

ことが非常に重要になるかと思えます。

災害時用は、地域の安心・安全、生命、財産を守る、散らばっている消防団員にダウンロードを必須にしておけば、災害時には各地域に散らばっている消防団員がいち早く災害現場を押さえ、位置情報と画像を災害対策本部に送ることで正確な災害状況を把握することができ、それは効率的、効果的にトリアージすることも可能になるのかなというふうに考えました。

コンソーシアムに入会する費用が30万円、年会費が17万5千円と、考えてもそこまで高くないと私は考えております。

通常時は道路補修等の要望手段として、災害時には状況確認ツールとして使用する。安心・安全なまちづくりに必要で、比較的lowコストのアプリだと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 三木議員からアプリの導入についてのご質問をいただきました。

今回のご提案は、ICTを通して地域の課題を効率的に解決するための手段であると考ええます。これまでも答弁してまいりましたが、行政のデジタル化は、よりよい行政サービスを提供する上で重要な施策であると認識をいたしております。国、地方自治体が総力を挙げてデジタル化による行政サービスの向上を進めており、本町におきましても、後れを取ることがないように、国が定める自治体DX計画に基づき、鋭意準備を進めているところです。

ご提案いただきましたマイシティレポートにつきましては、近隣では、高松市が令和2年10月1日から導入しており、道路の補修や公園等の施設の修繕の要望を受け付けております。ただし、災害時には使用を禁止しており、平時でも、緊急性や危険性があるものは電話で連絡するような運用となっているようでございます。

ご質問の消防団員につきましては、町内12の各分団においてLINEアプリを活用した情報伝達手段が構築をされております。緊急時はもとより、訓練や各種案内などを行う一方、議員ご指摘の災害現場の情報に関しても、巡回時に確認した際には、分団長の判断において団本部や役場へ速やかに報告するとともに、本部等の指示の下、しかるべき対応をしているところであり、議員も現役の団員としてご承知のことと存じます。

また、ご提案以外にも、災害時の情報収集機能を有するアプリが開発されていると認識をいたしております。まずは、導入自治体の動向を注視するとともに、費用対効果の面からも慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

げ、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） デジタル化に後れを取ることがないように、費用対効果も見ながらご検討していただければなというふうに思います。

それでは、2問目に移らせていただきます。

ドライブレコーダー設置促進事業補助金の対象に貸与型もということ。

当該補助金を開始して予想以上の反応が来てるようで、先般の定例会においても増額補正を承認しました。私も、これ自身はすごくいい補助金であるということも含めて、予想以上のご申請が来るのではないかと考えておりました。定期的に総務課のほうにも状況をお聞きしてたところ、当初、スタート時点からかなりの要望があったようで、増額補正という流れになったとお聞きしております。

その中で、土庄町では、損害保険会社の貸与型も補助対象になっているとお聞きしました。貸与型のほうが最新のものを常に付け替えてくれるであったりとか、事故したときにドライブレコーダーから直接お話をするような、そんなサービスがついていたりすることで、購入するよりもサービスがより充実している面もあって、コスト面はその分少し高くなるんですが、コスト面を加味しても貸与型を選択するという人も少なくないのではないかなと、そっちを選ぶという人も小豆島町にもいるのではないかなというふうに考えました。

安全運転の意識向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を図ることを目的に導入されている同補助金ですが、貸与型も補助対象にする考えはございますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 三木議員からドライブレコーダー設置促進事業補助金についてのご質問をいただきました。

本町では、令和2年12月議会で答弁したとおり、令和3年4月から町民向けにドライブレコーダー設置促進事業補助金を県内で初めて創設をいたしました。ドライブレコーダーは、単なるドライブの記録という面以外にも、ドライバーの心理面からの交通事故減少への効果も大きいと言われており、設置の普及によって安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止に寄与するものと考えておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、現在、損害保険会社のドライブレコーダー貸与型は、補助対象ではございません。しかしながら、貸与型には、損害保険会社との通信機能や交通事故危険

度が高いと予測された地点において注意喚起をする機能を備えるものもあり、貸与型のドライブレコーダーを選択する方も少なくないと推測されますことから、貸与型を含めた補助対象の拡大を検討しているところでございます。

今後の詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私のほうからは、ドライブレコーダー設置促進事業補助金の現状や今後の対応についてご答弁させていただきます。

町長が今答弁しましたとおり、令和3年4月から安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を目的に、町民向けにドライブレコーダーの購入と設置に対する補助金を創設いたしました。

補助金申請の現状につきましては、当初の見込みより反響が大きく、12月14日、昨日現在で224件の申請が出ております。9月議会で増額補正をして補助金受付を継続しているところでございます。

ドライブレコーダーの貸与型でございますが、月額特約保険料を数百円追加して保険会社から貸与されるものであり、損害保険会社との通信機能により、万が一の事故の際は、事故の発生場所、スピード、衝突角度、運転スピード、信号の色、相手の車の運転状況等を瞬時に保険会社に送信する機能もあり、事故の早期解決につながることも期待されることから、一般的なドライブレコーダーに比べて、機能面を見ても優れている部分があると思われまます。

このことを踏まえまして、ドライブレコーダーの貸与型につきましても補助対象となるよう、制度改正を今検討しているところでございます。貸与型で補助金申請の増加を見込みまして、現在編成が行われております令和4年度当初予算につきましては、総務課としては増額要望を今させていただいているところでございます。

最後になりますが、引き続きニーズに応じた見直しを行い、ドライブレコーダーの普及によって町内の安全・安心なまちづくりを推進できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 町内の安心・安全のために、ぜひ貸与型も予算要望として承認していただければと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、3問質問いたします。

まず、1点目、先ほど三木議員の質問に少し関連するんですが、町道の維持管理に関してということで質問いたします。

町内には、数多くの様々な町道がある。その中で、路線によっては外側線が消えていたり、路肩や路盤が相当傷んでいる箇所が見受けられる。アスファルト舗装の場合、東京、北海道であった、路盤の下が空洞になり、道路陥没事故の例もある。予算の関係もあり、計画を立てていると思うが、大規模修繕が必要にならないよう順次対応すべきでは。

また、路線によっては緊急時に連絡の目安となるものがない。くいなどをある程度の距離ごとに設置してはということで、町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から町道の維持管理につきましてご質問をいただきました。

施政方針で、道路をはじめ港湾、橋梁等の社会インフラ整備は、私たちの生活と密接に関係する重要な施策であり、効率的かつ効果的な管理に向け、優先箇所を見極めながら計画的に維持補修を実施しますと申し上げました。

議員のご指摘のとおり、町道の改良が必要な箇所があることは理解をしております。用水路の転落防止対策などの交通安全対策も行っていかなければなりません。限られた財源の中ではありますが、行うべき事業は計画的に行ってまいります。

なお、連絡の目印となるくい等も含め、詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 町道の維持管理につきましてお答えいたします。

小豆島町の町道の延長は約220キロとなっており、これだけの延長の町道について、舗装、水路等の修繕や地元要望箇所の改良工事を行っておりますので、議員ご指摘の傷んでいる箇所も多数あることも事実です。

道路施設においては、現在、建設課が取り組んでおります事業は、橋梁につきましては、国の補助を受けまして橋梁長寿命化事業による定期的な点検と補修工事を行っており、今後も継続して行わなければなりません。

町長の申し上げた用水路転落防止対策については、県が用水路等転落防止対策検討委員会を設置し、ガイドラインが示されましたので、対策工事を補助を活用して行っています。

また、交通安全対策については、学校区域による交通安全点検を基に安全対策を進めていかなければなりません。その上で、地元からの要望箇所や継続的に取り組んでいる道路改良を行っております。そのためには、緊急性や地域バランスも考慮した優先順位をつけて、限られた予算の中で最大の効果が発揮される工夫を念頭に置いて取り組まなければならないと思っております。

道路の損傷箇所の連絡時に場所が説明しやすいように、路肩部等にくいなどの目印を設置してはどうかのご提案ですが、建設課に連絡が入った場合は、住宅地図で場所の確認をし、建設課職員が現場へ行き確認を行っております。目印が少ない場所での話かと思いますが、何ができるのか検討したいと思います。

道路施設の対応につきましては、できる限りきめ細かい対応を行うことを心がけておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 確かに、最終的にはお金が十分あれば、それは要望あるいは計画を立ててやっていけるということになるんですが、なかなか限られた予算の中で、建設課自体は本当にいろいろ苦勞されておるのは十分分かっております。ただ、先ほども言いましたけども、確認とかいろいろしてなかったら、大きな工事が必要になってくる、あるいは事故につながりかねないという思いがありまして、こういう質問をしたわけなんです。

それと、車が走る道だけが町道じゃないということで、これは町民から一度見てこいという話があった例を挙げさせていただきますが。寒霞溪、表12景と裏8景、この道を実は11月27日に私は歩いてきました。これは、原因はイノシシが山を崩して、その石が道のほうへ崩落しておったと。道幅が半分ぐらいになっところもあつたと。これを指摘されたんやなということで、つい先日もその方にお会いしまして、実際傷んでおったなという話で、自分の目で見てきたからこういう話をしますという話はしたんですね。納得していただいた。観光地として人が来る。そのときにもいろいろな人に会いまして、島内の人だけでなく、島外の人歩いて登山したり下山しておったということなんで。

次の質問にも関連してくるんですが、観光面でいくと、道路としたらちゃんと整備しておかなかったら、悪かったというイメージは、ほかのことも一緒なんですけど、それが帰ったら言われるというふうになるんで、そのあたりも十分留意していただいて。

それから、さっきのあれですが、優先順位ということで、ずるずるやってこられておると。最近、サイクリングロードのオプションルートがついてということで、私の地区のほ

うは自転車がかなり増えてきております。そこで、ガードレールも傷んでおるとか、これは建設課長は十分ご存じだと思います。この辺りも大きな事故が起きたり、改修が大変になるといふおそれがあるのかなという感じがしたものですから、そこらあたりも十分頭に置いてほしいなど。

それから、施政方針の中でそのような話で大ざっぱに説明を受けておりますけども、今の時代、確かに上から写真を撮ったらすぐ分かる話で、連絡もできるということもあるんですけども、いろんな思いがあるんですが、全体的に何年間である程度整備するとかいふ計画はどうなんでしょう、そのあたりは、町長。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 何年間で整備するというご質問だと思うんですが。

先ほど申しました、町道が220キロということで、舗装済みの延長としては209キロということです。この220キロのうちの209キロの舗装、まず舗装については、当然ながら、やったら済んだ、終わってしまうという話ではなく、当然、通行量によっては劣化をしていくということで、それは永遠に続けていかなければならないということです。何年計画でということではなく、予算の範囲内で順次行っていくと、悪いところを行っていくと。

先ほど森口議員がおっしゃった、例えば陥没とか事故につながる要因の部分、これは早急にしていかなければならないと思っておりますので、必ず、陥没等がいきなりではなく、ある程度前兆的に兆候が見られると思われまますので、クラックが入っているところとかそういうなんを注視しながら対応していかなければならないと思っております。

それと、道路改良につきましては、地元からの要望箇所もありまして、それは順次進めていかなければならないと思っております。それについては、箇所についての年次計画、これは策定して順次行っていっているということです。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 今のを参考にしていただいたらと思います。

最終的にはお金の話になるんで、これは答えようがないといえればそれなんですけど、常にそういう計画を立ててやっていただきたいと、こういうふうに思います。

次、行きます。

2番目として、観光案内標識の整備状況はということでお尋ねをいたします。

来年は瀬戸内国際芸術祭が開催されます。2019年3月議会で、かなり傷んだ観光案内標識に関して質問しました。一部の改修や撤去等は実施されておりますが、早速対応について小豆島町観光協議会と相談の上、英語標識、標識自体の撤去も併せて計画的に改修して

いくということでありましたが、現在もまだ改修できてない看板がありますが、いつまでに改修できるのか、町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、瀬戸内国際芸術祭の開催を控える中、町内に点在する観光案内標識の老朽化と外国語表記の対応についてご質問をいただきました。

ご指摘いただきました観光標識につきましては、小豆島町観光協議会が管理しているものでございますが、観光標識の老朽化は、景観を損ない、観光地としての小豆島のイメージダウンにつながることで、またコロナ前まで瀬戸内国際芸術祭などの効果もあり外国人観光客も増加していることから、外国語表記の対応も含めて、平成31年3月議会において議員からご質問いただいた際に、対応を協議会と協議するよう答弁したところでございます。

その後の経過と今後の計画など詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 森口議員からご質問いただきました観光案内標識の現状と今後の改修計画につきましてご説明させていただきます。

ご指摘の観光標識は、合併前の旧小豆島池田町観光協会が平成11年度に45基を、また旧内海町観光協議会が平成16年度から19年度にかけて40基、合わせて85基を設置いたしましたが、現在は全部で71基が残っている状況でございます。

これまでの経緯について申し上げますと、小豆島町観光協議会と町のほうで、令和元年度には内海地区の現地確認を行い、また令和2年度には池田地区の現地確認を行った上で、協議会内に観光標識検討会を立ち上げております。さらに、今年度は、観光標識検討会におきまして、観光標識の改修方法や標示内容、改修箇所等の協議を進めておりますが、新たに設置する観光標識は、景観に配慮しインバウンドにも対応できるよう、英語表記を加えた統一標識にしたいと考えております。

こうした状況を踏まえまして、令和4年度からは、設置時期が早く老朽化が進んでいる池田地区から改修を進め、翌令和5年度には、内海地区の観光標識の改修を計画しております。

なお、設置の必要性の低いものは撤去していくこととなりますが、遅くとも令和6年度末までには撤去を含めて改修を完了したいと考えているところでございます。

町と致しましても、観光標識の改修が計画的に進められますよう、協議会と連携を取りながら必要な支援を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 今の計画を聞きました。

時間がかかるということであれば、住民の方からも言われたんですが、傷んで哀れな看板は撤去してくれたほうがいいと。確かに、私もそう思いました。旧池田町時代に作った分は鉄ですから、当然、過去にも何か所か剥がれ落ちて撤去したというな、そのままになっておるんですが。さびて字が消えかかっているというな分を見ると、ほかから来た人から見ると、ここの町は寂れているなど、そういう感じがするわけです。

私は、実はこれを前にも言いましたけど、よそのまちへ視察に行ったときに、もともと観光地であったまちが、行くと寂れておったと。そういう施設の寂れてるのは、観光客が減ってるなという感じがします。

そういう意味でも、改修ができないのであれば、撤去だけでも早急にすべきではないかと、見苦しい分はね。一部はしてますけども。年数と共に、今言われた池田町の場合やったら平成11年から設置しておるということですから、これは考えると当然傷んでくる。その間は補修してないんですから、したような心配がないんですから、無理もないなという感じがしたんです。だから、撤去するかどうか、どうですか、課長。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） ご指摘をいただきました、見苦しいということでございます。

来年度から改修のほうを取りかかる予定としておりますが、見苦しいものについてはできるだけ撤去をする方向で早く進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） そういうことで、対応していただけるのであれば、それを期待しておきます。

次、3番目へ行きます。

3番目、農業の多様な担い手確保はということでお尋ねをいたします。

私は、日頃から、本町においては農業は基本であると、こういう考えでおります。国のほうでも自給率の向上と言われておりますが、これもなかなか実現に至っておりません。

報道によりますと、農業の担い手の確保は生産基盤強化の要であり、実現には農業所得の増大が欠かせない。政府は、認定農業者などを担い手と位置づけ、生産の相当部分を担う農業構造の実現を目標に、新規就農者支援など様々な政策支援を集中してきましたが、

規模拡大が進む半面で、農家が大幅に減少しました。これは、考えられるのは、農産物の価格の低迷、あるいは資材の高騰など、いろいろな理由があると思いますが、結果、農地を集中し切れず、農地面積が減り、利用率も低下し、担い手の裾野の拡大が必要になっているのが現状であります。

本町の農地は狭小であり、担い手確保にもなり荒廃農地を受入れできる農業法人ができないか。また、比較的天候の影響を受けにくく、安定した収入を得るには施設栽培が必要と思うが、支援の考えは。町長に伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から農業の多様な担い手確保についてのご質問をいただきました。

本町の農業は、オリーブを主とした果樹、野菜、花卉、水稻など、多くの農産物が生産されているものの、他産地と比較して狭小農地や傾斜地が多い等の生産条件が不利な上、人口減少に伴う担い手の不足や農業従事者の高齢化が進んでおることはご承知のとおりでございます。このままでは、本町の農業は衰退が加速化し、農村集落の維持そのものが困難となる可能性がございます。

そのため、新規就農者や認定農業者など、これまでの人材に加え、多様な形で農に関わる人や組織を集落単位で一体的に育成、確保していく必要がございます。このような集落営農を将来にわたり安定的に運営していくためには、法人化を進めていくことも検討すべきと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、集落営農は、本町の農業、農村を担う重要な役割を果たしておりますことから、引き続き集落営農の組織化、法人化の推進に積極的に取り組んでまいります。

また、農業を担う人材を将来にわたり確保するためには、もうかる農業を実現させ、職業としての農業の魅力を高めていく必要がございます。

森口議員がおっしゃるとおり、施設栽培はその一つであると考えます。施設栽培は、栽培環境を自らがコントロールでき、比較的安定した生産が可能で、さらに労働生産性が高く、小さい面積で収益を上げることが可能なことから、本町のような大半が狭小農地である地域では、重要かつ魅力ある分野であると捉えております。品目によっては、施設整備だけでなく、集出荷体制の構築や新規就農者の誘致など、新たな機運の高まりも見られます。

今後もより一層関係機関と連携して支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解

のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本町における農事組合法人についての詳細及び施設栽培に対する支援内容につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） まず、1点目の本町における農事組合法人についてご説明させていただきます。

本町には、集落単位で営農に取り組む集落営農組織は複数ございますが、今年6月に新たに島内初となる農事組合法人が1組織設立されており、地域の耕作放棄地発生防止の体制を構築するほか、農作業の共同化により経営の効率化を図る取り組みをされています。このような意欲的な組織を関係機関でしっかりと応援し、魅力ある地域農業への展開を推進してまいりたいと考えております。

2点目の施設栽培に対する支援についてでございます。

施設園芸は、比較的安定した生産ができる農業形態の一つで、本町で栽培されている作物は、イチゴ、アスパラガス、花卉であり、JAが取り扱っている農産物販売高の6割から7割を占めております。しかし、本町における施設園芸は、他産地と比較して小規模な施設が多い上、大半が老朽化し、修繕や更新が必要で、農業者に大きな経済負担がのしかかっています。

現在、その支援策として、県の補助事業、かがわ園芸産地生産力強化対策事業があり、町といたしましては、県の補助金に上乘せする形で支援させていただいております。施設園芸の生産者は、長寿命化や省エネ施設等の導入の際、この補助事業を活用されており、今年度におきましても1経営体に取り組んでおられます。また、施設園芸における初期投資を軽減するため、JAや県と連携した中古資材や遊休施設の流動化についても推進しているところでございます。

今後も農業者の声に耳を傾け、農業者が将来に明るい展望を持って農業経営を行うことができるよう努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 先ほど説明ありました農事組合法人、これが今年6月に小豆島で初めてできたということで、いろいろ農業支援とか、今であれば、例えばシルバー人材のほうへ頼んで、人手が足りないときに応援してもらっているというなことも多々あるんですが、そういうな感じの農業の委託を受けると、こういうなことらしいんですが。

そういう意味で、1軒、2軒の農家でいろんなことを対応するには限界があるという感じがするんです。そういう組織をつくることによって活動する。そしてまた、いろいろ対応していくことによって地域環境も守っていけるし、あるいは農作物も競争意識ができてどんどんできるのではないかなという思いがあるわけです。

そこで、先ほど言いました、露地栽培となりますと、いつも問題になっておりますが、鳥獣害の問題で、特に猿の問題で、物によっては農業してもなかなか防げないというような状況なんで、最終的には施設のほうが比較的そういう面でも問題がないかなと。

そういうなことで、確かに古い施設については改修はされて、補助を出して、あるいは県の事業も利用しながらやっておるんですけど、仮に新しくそういうな施設をしようという声が出たときに、町としてどういうふうに取り組むのかなということです。もちろん町単独ではなかなか難しいのかなと。それには、国の事業とか県の事業を併せて、できるだけ負担を少なくして、農家の方が取り組めるというな形を私は思うんですが、そのあたり、町長、どうですか。大ざっぱでいいですよ、その気持ち。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 当然町としてはですね2件の補助制度を十分に理解して、結構、この頃、国からもそういった制度について説明に来ていただけますので、そのあたり、担当課のほうも国のほうとの連携もできると思っておりますので、十分に情報収集しながら、農家の方が希望するような内容で情報提供してまいりたいというふうに思っております。ですから、国のいろんな制度がなかったら、町単独でやってもなかなか大きなことはできませんので、期待に沿えるような、国の補助制度を十分に活用できるような情報収集をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 相談に行けば乗るというふうに解釈していいのかなと思います。

そういう見積りといいますか計画書、当然必要になってくるんですけど、思いつきだけではいけないということになりますから、これだけの施設を造るのにこれだけの費用がかかりますというのは最低限必要になってきますけども。今の施設栽培、施設を新たに建てるとなると、相当な額になると、資材が。とにかく、先ほど言いましたけども、資材の高騰というのが大きなネックになっておりますから、これを軽減しないと、新規にやるというのはなかなか難しい。自分の最終的な利益になるんやから自分で出したらいいというたらそれまでなんですけども、なかなかそれでは対応できないというのが現状ですから。そ

のあたり、相談に行ったら、答えがすぐに出るという問題やないですけど、一応そういう形で相談には乗るという解釈でいいですかね。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） もちろんある程度事業計画がなかったら難しいですけど、事業計画をいただいたら、当然、担当課のほうに来ていただきますと相談に応じますし、そのときにもまた新たな制度がないか、十分、担当課にも調査させたいと思います。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 施設のほうは今の答弁で結構ですが。

全体的に見て、こういう施設栽培、そして大がかりにやるというのは、なかなか一部の人ができない。ほかの人がやろうとしたら、さっき言いましたけど、集落を挙げていろんなことに取り組んでいかないとなかなかできない。例えば、水路に木が生えておるといような状況があったりしたときに、日頃からの対応の遅れといいますか、そのツケだろうと思うんですけども、そんなときにも、さっき言った農事組合法人が活発であれば、そこらが中心になってやっていただけるし、そうでなかったら、農業を頑張るとる人がまた力を入れてやれるような環境ができるのかなという感じがするんです。

そこらあたり、担当として、各地区にそのような機運を盛り上げるような運動というか話をしてほしいなど、そのあたりはどうですか。一部ではとにかく手本となるような活動をしてますけれども、少ないところでは、地域の人とうまくいかないと環境整備できない。環境整備できないということは、先ほど言った鳥獣被害の問題がついて回りますから、ここらあたりも、一旦農地が荒れてしまうとなかなか開墾するのは難しいということになります。そこらあたり、大きく荒れないうちにやってという意味で、担当課としての思いはどんなですか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 町長が冒頭でも申しあげましたとおり、農業が衰退しますと、集落そのものが維持できていけないというようなことです。農業は重要な政策の一つであると思います。農家さんが今減っていますので、集落みんなで取り組んで、農道や水路とか農地とかも維持をしていく必要があると思います。町といたしましては、その辺も十分推進するというので、理解をお願いします。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 取り組んでいただけるという期待を込めまして。本当に難しいと思うんですが、農地が荒れてしまうと、さっきの観光標識じゃないんですけど、よそか

ら来た人がそのまちに入ったときに荒れ地が多くあるというのは、一番イメージ的には悪い。これは基本であるというのはそれなんです。個々に少しでも農地を耕していただいて、農地に木が生えてくるようでは町は駄目やなという思いがありますので、そういうなことにならないように、いろいろ農家の方に指導していただくというか、そういうなことを期待しまして、終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後0時58分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、町民の皆さんの暮らし、福祉、子育てを守り応援する立場で4点について質問をさせていただきます。

特に、コロナ禍の中で子育てや教育関係の出費が多く、若い人たちが子供を産み育てるための支援策は、少子化対策としてもまさに喫緊の課題ではないでしょうか。ぜひ子育て中の家庭への経済支援を検討し実施することを提案し、求めるものです。

まず、1点目は、新入学時の標準服などの購入助成についてです。

児童が小学校へ入学する際には、標準服、体操服、上履き、給食のエプロンなどが必要です。サイズや男女によっても違いますが、全て購入すると、保護者が支払う金額は約3万円から4万円と大きな負担になっています。成長期の小学生は、入学時に買ったものはすぐに小さくなり、卒業までに2回買換えが必要になる場合もあるそうです。もちろん、多くの保護者の方は、上の子からのお下がりをしたり、知り合いから譲ってもらったりしています。しかし、それができない場合やできない方もおられます。また、新入学児童には新しいものを着せたいと思うのも親心ですし、新品の服でぴかぴかの1年生になりたいのも当然の子供の願いではないでしょうか。

憲法26条で、義務教育はこれを無償とするとされています。しかし、現実に無料なのは授業料と教科書に限られており、経済的負担が子育て世代へ重くのしかかっています。

子育て支援策として、新入学用品を購入するための助成を行って、その負担軽減をすることはどうかでしょうか。

例えば、宇多津町では、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育て支援の充実、地域振興への寄与を目的に、児童が小学校に入学し、新入学用品として制服等を購入した場合、購

入費の一部を助成するとして、児童1人につき1万5千円を補助しているとのこと。本町でもぜひ実施してはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員からいただいた子育て支援策の提案についてお答えをいたします。

鍋谷議員のご質問にあるように、小学校入学の際には、標準服などの購入に約3万円から4万円かかるほか、ランドセルや勉強机などを購入する必要があります。

中学校入学時にも、ナップサック購入費用を含め約5万円から6万円かかると聞いており、入学を控えるお子様がいるご家庭においては、入学の準備にかかる費用が一時的に負担になっていることは承知しているところでございます。

新入学における支援につきましては、就学援助制度があり、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しまして、入学時に必要な費用の給付を行っているところでございます。

そのほかに、給付型の子育て支援としては、コロナ対策として令和2年度に実施した妊婦応援給付金10万円は継続しておりますし、今年度からは子育て応援給付金として、満1歳になるまで月額5千円を支援しております。

就学援助制度の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 就学援助制度について説明いたします。

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者とは、生活保護法に規定する要保護者と、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保護者、これを準要保護者といいますけれども、規定されております。

新入学用品費として、小学校入学時には5万1,060円、中学校入学時には6万円を支給しています。支給する時期につきましては、例年2月に開催される各小・中学校の入学説明会でご案内をし、2月中に申請書が提出されましたら3月中に支給をしております。

できる限り保護者の負担が大きくなるよう配慮しておりますので、就学援助制度をご利用いただきますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今、就学援助制度の説明がありましたが、町内の子供たちのうち、その制度を利用している割合はどれぐらいなのでしょう。

私が申し上げたのは、町内の子供たち全員への一律の補助ということで、それが検討で

きないかということなんですけれども、その点、改めていかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） まず、要保護の受給されてる世帯のお子様につきましては、今年3月末の時点でございますけれども、小学生が9名、中学生のほうは7名でございます。

もう一つ、準要保護と申しましたが、その認定を受けているお子様は、小学生で64名、中学生の方が36名いらっしゃいます。

この中で、今年、小学1年生、中学1年生に入学された方に支給されておりますのが、要保護のほうでは小学生が1名、中学生が4名、準要保護のほうでは小学生が3名、中学生が14名という状況でございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 所得の基準がある就学援助は、全員には渡らないということなんで、だからその対象にならない町内の子供たちへの入学のお祝いという形での助成、それをぜひ検討をしていただきたいと思うんですが、そのお考えはないですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 小豆島町で、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、いろんな施策を子育て支援として行っております。ただ、ほかの自治体と比較しましたら、ほかの自治体でなされている、議員のご質問にありますように、宇多津町では行われておりますが、本町で行っていないというものも支援策としていろいろあります。ほかの子育て支援策と共に併せて検討したいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 小学校、中学校、高校入学時にお金がすごくかかるっていうのは、保護者の方、言われております。そういうときに、子供たち全員にそういう支援があれば大変喜ばれると思いますので、ぜひ他町の実情も調査しながら検討をしていただきたいと思います。

次、2点目ですが、子どもの医療費を18歳までの無料化にしていきたいということです。

厚生労働省が昨年公表した2019年度の乳幼児等に係る医療費の助成についての調査の結果では、医療費の助成は全ての都道府県、市町村が実施しており、都道府県では47都道府県全てが通院、入院とも助成を行い、対象年齢は就学前までが多く、18歳としているところも3県あるそうです。市町村では、対象年齢は15歳、中学生までが最も多いんですが、

次に18歳未満までが多くなっています。

北海道南富良野町では、通院、入院とも22歳未満とされ、茨城県境町と奈良県山添村では、通院、入院とも20歳未満とされているそうです。どちらも、就学している学生を対象とされているということです。今、少子化が大きな問題となっていることもあり、子育てにかかる若い人たちへの支援として行われていると思います。

また、子供の貧困の格差が問題にもなっています。子育てにかかる経済的な負担は、子供の年齢が上がるにつれて大きくなります。お金の心配なしに安心して医者にかかることは、子供の命をしっかりと守ることにつながります。

現在、中学卒業までの医療費の無料年齢を18歳までに引き上げることで子育て支援を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

全国的には、3割を超える自治体が18歳までに引き上げており、県下でも、直島町、琴平町に続いて、善通寺市でも今年度から引き上げております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から子ども医療費の無料化についてのご質問をいただきました。

対象年齢を18歳まで引き上げることにつきましては、平成28年3月議会において、国の検討会の意見、他市町の状況、また町の医療費の動向、他の施策の中の優先順位など、様々な角度から総合的に判断して、実施する状況にないということで現在に至っているところでございます。

先ほど鍋谷議員もおっしゃいましたが、厚生労働省の子どもの医療費助成に関する調査によりますと、令和2年4月1日時点で全国1,741の市町村全てが実施し、通院費では、うち半数が中学3年生まで、約4割の自治体が高校3年生まで助成しているという実態が公表されているところでございます。

このような状況にあることから、対象年齢の引上げに関しましては、町の財政状況や他の施策の中の優先順位など総合的に判断の上、実施について検討していきたいと考えているところでございます。

また一方で、このような全国的な課題につきましては、国が主体的に制度化すべきものと考えております。このことから、子ども医療費助成について全国的な制度を設けていただけるよう、町村会など関係機関を通じて要望してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今、町長が言われましたように、当然、このような支援は国の制度で行うべきであると思います。全国知事会や全国市長会は、少子化対策の抜本的強化などを訴えて、国が全国一律の子どもの医療費助成制度をつくるよう再三提起をされていると伺っております。

子どもの医療費無料化年齢の引上げをすることは、子育て支援になると思いますけれども、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。検討するというのをずっと言われておりますけれども、具体的に予算は幾らぐらいかかるのか、お尋ねをします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 18歳まで医療費を無料化にするとした場合の概算の費用でございますが、こちらについては約四、五百万円かかるというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 全国的にも広がってきてるこの制度、検討をずっとされているんですが、一体いつまで検討されるのか。子育て世代を応援する施策として18歳までの医療費無料化制度を拡大することに含み出していただくよう、重ねてお願いいたします。

町長、時期とか、今どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） ただいま時期とかは明確には考えておりませんが、実施に向けて検討を進めたいというふうに思っておりますので、早ければ来年度、再来年度あたりになるのかなと思っておりますが、具体的な時期については今明言できるものではございません。ただ、実施に向けて検討を進めてまいります。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） できるだけ早い実施に向けて、ぜひ進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次に、国保税の問題、子どもの均等割軽減対象を拡大して国保税の引下げをすることについてお尋ねを申し上げます。

子どもにまで国保の均等割をかけるのは人頭税だ、子育て支援に逆行しているとの批判の声が高まり、軽減、撤廃を求める声上がる中で、国保税の未就学児の均等割を5割軽減する国の制度が来年度から予定されております。このことは大きな前向きな成果であります。さらに年齢を引き上げることが必要ではないでしょうか。

全国では、独自に子どもの均等割の減免を行う動きが広がっています。例えば、北海道

旭川市では、3年前から軽減に踏み出したのに続いて、東川町、美瑛町、東神楽町の3町でつくる大雪地区広域連合では、21年度、18歳以下の子どもの均等割を国の制度に先駆けて2分の1に減額しているそうです。これらの進んでいるところも参考にして、独自の上乗せ制度を創設、拡充することで国保税の負担軽減をすることを求めますが、いかがでしょうか。

また、引き続き国に対してさらなる対象範囲の拡大、国庫負担金の抜本的増額を求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員のご指摘のとおり、国民健康保険に係る子ども均等割保険税につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税について5割の減額措置が講じられる予定となっており、本町におきましても、令和4年3月議会において条例改正案の提出を予定をいたしてるところでございます。

鍋谷議員から、町独自で子どもの均等割保険税の軽減について、対象者、軽減率等を拡充し、国保税の負担軽減をより一層図ってはどうかのご質問でございます。

ご承知のとおり、国民健康保険は、加入者による、加入者のための保険制度であります。その保険制度の財源となる国民健康保険税は、加入者が医療機関に受診してかかった医療費の給付に必要となる費用を負担していただくものでございまして、本町の医療費に必要な水準の税率を設定しているところでございます。

そのため、町独自で軽減制度等を創設する場合につきましては、その軽減等に係る保険税の不足分について保険税率の引上げや一般会計からの繰入れを行わなければならなくなります。

また、国民健康保険税の減免につきましては、地方税法の規定に基づき、災害その他特別の事情がある場合に、納税義務者の担税力など個々の状況に応じて、条例の定めるところにより実施されるものでございます。町独自に画一的な減免基準を設けて減免することは適当ではなく、国の施策において実施されるものであると考えておるところでございます。

なお、国民健康保険制度の安定運営のために、軽減制度の拡充、拡大を含めたさらなる財政支援を町村会などの関係機関を通じまして要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 国保税の加入者は、所得の低い人が多く加入しております。保険税だけで賄うというのは、これはどんどん保険税が上がっていくということで、国保の加入者にとっては耐えられない金額になると思います。社会保障制度としての国保のために、もちろん国からの負担金、これを増額してもらうこと、これが一番ではあるんですけども、町としても一般財源の繰入れも含めて町民の負担軽減ということの検討をぜひしていただきたいということをお願いしまして、次の質問に行きます。

4つ目、最後の質問です。

認知症予防のために補聴器の購入補助をということですか。

今、高齢化が進む中で、難聴者が増え続けております。加齢性難聴が日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、鬱病や認知症の危険因子にもなると指摘されております。

2017年7月、国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が、認知症の症例の約35%は潜在的に修正可能な9つの危険因子に起因すると発表しました。難聴は、高血圧、肥満、糖尿病などと共に、9つの危険因子の一つに挙げられましたが、その際、予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がなされたそうです。

2017年、イギリスの医学雑誌ランセットの認知症予防、ケアに関する、先ほどの国際委員会では、特に予防可能な認知症リスクが約35%で、そのうち中年期の難聴が9%を占め、難聴を放置する影響が大きいことが示唆されております。

補聴器の使用は、聞こえの向上にとどまらず、認知の低下を防ぎ、社会参加を広げるための必需品と言えると思います。

しかしながら、補聴器は15万円から30万円以上と高額であり、保険適用がないため、全額個人負担となっております。年金生活者や低所得の高齢者にとっては、負担が大き過ぎるため、経済的負担を軽減することが求められております。

一般的に、日常生活に支障を来す程度とされる難聴者は、70代の男性で五、六人に1人、女性で10人に1人程度との調査結果が報告されております。私たちの周りにも、多くの聞こえにくい方はたくさんおられます。そういった難聴への対応を個人任せにせず、社会的に取り組むことが必要になってきたのではないのでしょうか。

2019年6月議会でも取り上げ、質問いたしました。その後、高齢者の社会参加を促進し、介護予防のためにも、東京はじめ全国の自治体で実施するところが増えております。例えば、愛知県設楽町では、助成額上限5万円、加えて制度を活用して購入した補聴器の

修理や調整の費用の助成も含む内容になっているそうです。

補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健康に過ごすことができ、認知症の予防になり、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。独自の支援策を設けていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から認知症予防のための補聴器の購入補助についてのご質問をいただきました。

補助制度につきましては、令和元年6月議会でご質問いただいた際に、国において制度化されれば助成について検討したい、またあわせて、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健康に過ごすことができるよう、生活支援、介護予防、健康づくり施策の充実を図りたいと答弁したところでございますが、現在のところ、補聴器の購入補助については制度化に至ってない状況でございます。

認知症予防のために独自の支援策を設けるべきではないかのご質問でございますが、生活レベルの維持に影響ある機能低下は、聴覚だけでなく、日常生活動作、いわゆるADLや視覚など数多くございますので、支援のありようは特定分野のみならず総合的に検討していくことが必要だと考えておるところでございます。

前回も申し上げましたとおり、今後、制度化されれば本町でも検討したいと考えておりますので、引き続き、国、県に向けて要望を行うとともに、これまでと同様に生活支援や介護予防、健康づくり施策の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 総合的な予防をするということなんですけど、その中の一つとして、認知症のリスクが高い難聴についても具体的な支援、検討をお願いしたいということなんですけれども。

実際、全国でそういう支援を行っているところがたくさんあります。国、県の制度を待つのではなくて、他市町と同じように、また先駆けてぜひ検討をお願いしたいと思うんですが、補聴器の助成については検討は全くしないということなんですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 当然、他市町の動向等も十分注視しながら、できれば国の制度化を目指していきたいとは思っておりますが、勉強はさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 本当に困っている方、たくさんおられます。補聴器が高いん

です。それで生活の質が落ちて活動ができないとか、人の話が分からない、聞こえにくい、そういう状態の方を援助するためにも、この制度の検討をぜひお願いしたいと思えます。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） 11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は、2つのことをお伺いしたいと思います。

最初に、コンプライアンスが機能しているのかということ。

町民の方から教育委員会の対応について何度か相談を受けました。これは、一方、被害者というか、そういうふうな被害と思うと人から聞いた話ですから、両方から聞いた話じゃないもので。それは、今取り組もうとしているコミュニティ・スクールにもつながるものであると思います。もともと行政は、身内に甘い体質があると考えます。コンプライアンスについてどのように考え、構築していつているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から行政のコンプライアンスについてご質問をいただきました。

申し上げるまでもなく、コンプライアンスとは、法令遵守であり、規範、規律など社会的ルールを守ることとも含まれると解釈されている場合もございます。令和元年第2回定例会において、安井議員から町の施策と条例の整合性の管理に関するご質問で、私たち職員は、地方公務員法に規定されているとおり、法令、条例、規則等に従う義務が課せられており、職員は、常々、施策の根幹となる条例等を理解した上で職務を遂行しているものと認識していると答弁いたしましたところでございます。

一方、公務員には、憲法で規定されるように、憲法尊重擁護義務を負いまして、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない、いわゆる公務員特有のコンプライアンス規制が定められております。加えて、地方自治法においては、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする旨が規定されております。

したがいまして、私の考える自治体のコンプライアンスは、住民全体の奉仕者として、住民の福祉の増進を図ることを基本に業務を遂行し、住民の信頼を得ることではないかと考えており、入庁時には、全職員がこれらの責務を執行することを固く誓う宣誓書を提出しております。

入庁後におきましても、職員の資質向上は不可欠であることから、人材育成に主眼を置き、様々な研修などへの積極的な参加を促しております。当然、日々の業務におきまして

も問題意識を持って取り組むよう指示しているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 以前合併してすぐだったと思います。水道課の着服事件というのがありました。それから、町のほうでいろいろそういうな部分に関して対応を考えるような機関また規則みたいなんはできたんでしょうか。事件発覚のときは、期末手当の支給前だったと思います。報告の中で期末手当は出したとあって、信じられんようなことがあつたときあったと思いますが、それから改善というか、いろいろ研究なりをした経緯がありますか、その辺伺います。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） ただいまのご指摘の点につきましては、完璧な法令違反でございまして、でございますので、基本的なコンプライアンスについての研修も行っておりますし、職員が個々に現金を扱うということがそもそも間違いの起こりやすいということで、極力、職員が現金を扱わない、またはチェック体制を厳しくするというようなことは、内部で事務的に改善をしておるところでございます。

特に、最近では、会計のほうから現金をほとんど扱わずに、例えば振込、逆に支払い等々も全部電送で行うとかいうことで、極力、制度としても間違いの起こらないようなやり方、それから個々の職員の資質、そういった間違いを起こさないようにいうことの研修も実際には行っております。それは特に規則とかを定めるということではなくて、根本的なことでございますので、それについては、職員の資質の向上、それからチェック体制の整備だと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 統一的な、誰が見てもこの人は罰則の対象になるとか、そういうな指標いうんはもうできるといふふうに考えとったらええですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） そういったものにつきましては、町のほうで懲戒処分という規定がございまして、どういった場合にはどういった処分を行うか、注意であるのか、最悪、懲戒免職というような処分まで、それは段階を追って、その状況によって行っております。それについては、役場内で委員会を設けて、実際どういった対応をするのか、処罰を与えるのかというのは、協議の上、実際に処分を行うというようなたてりになってございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 役場内ですから、言うたら身内に甘いうふうな体質があるというふうには私は言いましたが、誰の目が見ても公平に対処できるとというふうな方法を取ってもらいたいと思いますので、その辺はよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、学校の校内整備についてお伺いします。

最近、小豆島中学校に伺う機会がありました。駐車場として運動場に車を止めたとき、運動場は管理されているのかなと思うほど草が生えておりました。以前から気になっていたことではありますが、管理できていない状況が最近いろいろ声が聞こえてきております。

以前は学校の管理も教育の中に取り組みられているというふうには考えておりますが、教育方針としてどう変わってきているのか、お伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 安井議員の学校の校内整備についての質問に答弁いたします。

学校の校内整備や校舎の清掃につきましては、各小・中学校の教育計画において、清掃指導計画で目標を設定し、年間を通して取り組んでおります。

中学校では、校内の美化に心がけ、真剣に清掃や整理整頓ができる生徒を育成する。清掃活動を通して、協力、奉仕の精神を養うと目標を立てています。

また、児童会や生徒会においての委員会活動におきまして、美化委員会を組織し、児童・生徒から美化委員を選出し、個々の自主性、社会性の発達を伸ばす役割を果たしているものと思います。

校内整備につきましては、毎日の掃除の時間に、教室、廊下、トイレ、外回りなどを担当ごとに人数を分けて掃除を実施しています。小学校におきましては、上級生と下級生をグループにして、上級生が下級生に掃除の仕方を教えるといった取り組みも行われており、教育の一環として大きく寄与しているものと考えています。

ご質問にある中学校の運動場に草が生えている件につきましては、毎日の掃除時間に草抜きを行っているところですが、生徒数も減少して少ない中、なかなか追いつかない状況であり、これまでは年に数回、PTAの奉仕作業において運動場の整備を行っていました。しかし、昨年度と今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により奉仕作業自体が中止となったため、運動場の利用に支障がないものの、整備が十分でない状況となっています。

一方で、今年度から小豆島中学校に学校運営協議会を設置するとともに、地域学校協働本部を設置しています。この地域学校協働本部は、これまでの学校支援ボランティアが中

心に活動し、町内の幼・保、小・中学校を支える組織となります。学校からは、校内の環境整備として、樹木の剪定や草刈り、草抜き等の要望があります。

今後は、地域学校協働本部において、ボランティアの内容と学校の希望をうまくマッチングして実施していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いして、答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 学校ボランティアの場合は、言うたら庭みたいなところを整備するときに援助してもらおうというふうに私は思うんです。運動場いうんは、生徒なりが常時使うところというか、日常的に使うところですから、私らが中学校の頃は、一斉に並んでみんなですっと石拾うたり草むしったりというふうなことがありました。その当時は、何でこんなことせんといかんのんやと思いながらやってましたが、それが学校に対する愛情に変わっていくというのは、年取ってきたらそうなるのかなと思います。

それぞれのところで学校に対して熱い考えを持つ人もおります。今、統合とかそういう話の中で、うちの学校は残したいんやというふうなことも聞かれますが、そういうことが教育の一環だと思います。運動場の草ぐらいは、生徒なりがそれなりにやっていく分が普通だと思いますが、その辺は学校ボランティアのほうに委ねるとか、そういうふうなことに移行していこうと考えているんですか、それが一つの教育だというふうな考えはないんですか、その辺お伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 先ほども答弁いたしましたけど、清掃自体は学校で教育の一環として取り組んでいる、これまでもこれからも変わらないと考えています。

ただ、先ほど安井議員からもありましたけど、今の50代、60代の方の小学校時代は、例えば小学校でも児童数が300人、400人、中学校ですと、昔の内海中学校でも800人とかいう生徒がいました。それだけの人数がおって、運動場等の整備も十分できてました。ただ、現在、中学校は260名ぐらいなんで、校舎内、廊下とかトイレとか教室とかそういうふうなところも含めて掃除すれば、当然、運動場に関わる人数も減ってきます。

そういう中で、PTAの校内整備の中で一部、運動場等の整備も行ってきたところですが、昨年、今年と十分でない。

あと、もう一点、部活動等でいいますと、野球部がB&Gのほうへ行った関係で、運動場の使用率も落ちているというところもあって、トラック内にも一部、草が生えている状況だと思います。

清掃については、今後も教育の一環として十分取り組んでまいりますけど、それで足りない部分は、今言いましたP T Aの校内整備の作業であるとか、場合によっては学校支援ボランティアの方にも協力をお願いして、きちっと管理していきたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 小学校なりは、私が指摘するようなことはほとんどないというんです。中学校になったらできんようじゃつまらんとするんですが、それも一つの教育の一環やというふうな部分で捉えた形でやってもらわなかったら、勉強はできてもなかなか心が続いてこんというふうなことにもつながることだと思いますんで、その辺はよろしくお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 1番藤本傳夫議員。

○1番（藤本傳夫君） 私は、ため池や砂防ダムの管理体制はということでお伺いをいたします。

小豆島町内で土砂が堆積してしゅんせつする砂防ダムやため池は何か所あるのか。そこへの道が公道ならばええんですけども、問題ないんですが、道にはなっていますが個人所有の山であり、必要なときだけそこを通らせてもらう場合が多いのではないかと考えますが。地権者が島内在住の方ならば話が通じるし、島外へ出ていった人や、最近の子や孫に替わってきておりますので、ちょっと認識が違ってきているのではないかと思います。

田舎の事情が分かる人ならばよいのですが、土地の単価を都市並みに考えている人に説明するなり納得してもらうのは大変です。運搬車が通れる程度の道を確保しておく必要があるのではないかと考えます。答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤本議員からため池や砂防ダムの管理体制について質問をいただきました。

砂防ダムやため池のしゅんせつ等の工事に必要な進入路を確保すべきではとのご指摘でございますが、県が管理する砂防ダムは148基あります。そのうち管理型の砂防ダムは7基で、いずれもしゅんせつ等を行うための管理道が公有地としてあります。残りの141基につきましては、基本的に維持しゅんせつを行わなくても砂防ダム機能が維持できる管理不要型の砂防ダムであることから、県は管理道を確保していないと聞いておるところでございます。

また、ため池につきましては、149池あり、受益者の農業用水を確保するために、古くに地域の皆様の手によって築造されておりますことから、進入路等の附帯施設の維持管理につきましては、それぞれの地域の受益者の皆様で管理を行っているものと認識をいたしておるところでございます。

しゅんせつ工事を行う際、管理道はあるが車両が進入できない場合は、進入路の整備は本体工事以外の施設であるため、補助事業の制度上、仮設道しか認められておりません。そのため、地権者の施工同意を得た上で仮設道を設置し、工事を行うこととなります。

詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） ため池の149池のうち、公有が39池、民有が110池あります。ため池のしゅんせつにつきましては、管理者である受益者によって要望を出していただき、補助を活用して対応することとなります。その際には、藤本議員からのご指摘のとおり、進入路の確保が必要です。

工事車両が通行可能な管理道の整備は、池の管理保全体制を整える上でとても有効なものと考えますが、補助制度上、管理道用地は借地契約または施工同意により必要幅を確保して行い、供用後は原状に回復させていただく方法が認められています。

最近の町内の事業でいいますと、議員もご承知のこととは思いますが、令和元年度に池田地区の巽池耐震化整備事業を施行した際に、事業主体である香川県が地元調整を行って事業を進めた実績がございます。

以上のことから、工事を行う場合の進入路の確保は、土地所有者に対して理解が得られるように対応いたします。

次に、砂防ダムは、土石流が発生した場合に土砂を受け止め、下流に被害を発生させないことを目的として整備しております。砂防ダムには、管理型と非管理型がありまして、管理型は、上限を超えて堆積している土砂のしゅんせつを行う砂防ダムで、非管理型においては、砂防ダムが堆砂で満砂になり、ダムの背後に平坦な地形が形成され、土石流の拡大防止目的が達成したことになるダムです。

町長が申し上げたとおり、町内において7か所が管理型でしゅんせつ等が必要なダムです。これらの管理型砂防ダムにつきましては、将来のしゅんせつ作業を想定し、砂防ダムの整備に合わせてしゅんせつ作業のための管理道の整備を行っております。

なお、現在、県が町内で新たに整備に着手しております3ダムにつきましては、管理型の砂防ダムであり、管理道を整備する計画でございます。

一方、非管理型の141基の砂防ダムにつきましては、満砂状態でも土石流を一時的に受け止める機能を有するため、一般的にはしゅんせつは行っていないことから、県は、工事用道路は借地にて行い、完了後原形復旧するという考え方で、管理道は確保してないとのことでございます。

しかし、災害等により堰堤の上端を超えるような多くの土砂が堆積するなど、状況に応じてしゅんせつを行う必要が生じた場合には、地権者に丁寧に説明を行いながら借地を行い、搬入路を確保して施工すると聞いております。以上です。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 今、管理整備する計画、県は計画と言いましたけど、ということは、今、全部、7か所の場合は、できてはいないということですか、これからも計画するということですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 7か所につきましては、もう既に完了しております。

新たに3か所の砂防ダムを計画しております。その計画につきましては、管理型のダムということで、管理道を設けるとのことでございます。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 私がこれを言い出したのは、さっきも話が出ました巽池の耐震補強ということの関係で、途中、参入する道が地権者のものであると。それで、最初、県のほうから、その地権者の人に了解をもらってくれるかと。それは県が言うたんですけども、折衝したんですけども、それでたまたま許可をもらいました。だけれども、その土地自体を太陽光発電どうのこうので山ごと買いたいという別の業者がおりまして、ひょっとして山ごと買われたら、ダム自体はあるんですけども、そこへ入っていく道がなくなる、そういう意味でこういう質問をしました。

実際、そこは、親戚の人が旧内海町内におりますんで、そんなところに売ったらいかんということで話は消えましたけども、実際にそれが分からない人が子や孫になったら出てくると思いますんで、そこまで心配せんでもええと言うかもしれせんけども、実際、目の前でそういう話がありましたんで、確認のためにこういう話をしました。

しゅんせつする場合でも、よっぽどの広い道が必要だと思いますんで、それが実際に工事のときに、今までしゅんせつするには一遍ぐらいたんかかないぐらいのもんなんですけども、スムーズに話がまとまればいいんですけども、まとまらない場合は、今からでも、しゅんせつする場合は管理道を契約させていただくという念書みたいなのを取っとく

いうことはできんもんなんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 搬入路を限定して、将来的にいつか工事をやる可能性がある
ので、そういう覚書なりなんなりをとということだと思えます。

1つ、先ほど、ため池につきましては、受益者の皆様が管理をしているという状況がご
ざいます。町長申しましたとおり、古くに道普請で造った池とかがほとんどだと思え
るんですけど、そういう形で受益者が管理している池で、それに対して工事を何か行
う、もしくは、池の管理という意味では当然池まで行かなければならないというこ
とで、受益者の皆さんが行くということで、通常であれば、受益者の皆さんの意向
で土地所有者のもし民地であれば了解を持って通行をしているということだと思
います。それをあえて、さらに進めて覚書なりなんなりを交わすことが、将来的
にそれが有効なものなのかというところがございと思いますので、なかなかそれ
がご理解を得られるかどうか、ため池自体の管理者の方の意向も踏まえて取り
組むべきものなんではないかなと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 民地の池でしたら、その所有者なりにももちろん協力して
いただいとということなんですけども、大概のため池は、普通の道といいますか、
町道なり県道なりが横を通ってますけども、山の中という特殊な状況のことを考
える場合のことを僕が言いたいわけなんですけども。

だから、そういう場合に、ある程度の覚書があったら、子なり孫なりの人に次
頼むときはしよいんじゃないかということをお願いわけなんですけども。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 担当課としましては、そういう懸念されるため池に
ついては、管理者の方に町のほうに言っていただいて、そういう取り組みが
できないかどうかの協議をさせてもらえればなと思いますので、よろしくお願
いします。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） あまり心配することがなければいいんですけども。とい
うことで、質問を終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時、2時とします。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時58分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第47号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 日程第5、議案第47号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第47号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

少子化対策の重要性に鑑み、産科医療補償制度が見直され、出産育児一時金を引き上げる健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第47号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお願いします。

今回の改正は、出産育児一時金の額の改定に係るものでございます。出産育児一時金につきましては、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合、基本額に産科医療補償制度の掛金を加算した金額が支給されております。現行は、産科医療補償制度に加入している場合、40万4千円に1万6千円を加算した42万円が支給されておりますが、産科医療補償制度について、令和4年1月1日より当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられることとなりました。これにより、出産育児一時金の支給額は40万4千円に1万2千円を加算した41万6千円に減少してしまいますが、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされました。これを受け、国は、掛金の1万2千円を加算し42万円となるよう、基本額を4千円高い40万8千円とするように健康保険法施行令を改正いたしました。これに伴い、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文についての説明を申し上げます。

第5条は、出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に改めるとともに、規則で

定める加算額の上限を3万円とするものでございます。これにより、改正後も、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合の支給額は42万円と、改正前と変わらないようにするものでございます。

附則としまして、この条例は、令和4年1月1日から施行し、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとしてでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 以前、国保新聞などで言われとったんが、出産一時金は、この頃、出産の費用が50万円ぐらいかかるところが出てきとるというふうなことを言われとったんで、根本的に変えるというふうなことではないんですね。ただ42万円をキープするというふうなことでの条例改正というふうにご考慮とったらいいんですか。

それと、現状、出産にかかる費用というのは今どれぐらにかかっているのか。私が見た国保新聞なりでは、都会の数字ですから50万円とかそういうな値段やったと思うんですが、その辺どういうふうになっているのか、お伺いします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 今回の改正によりまして、基本的には出産一時金は42万円の支給で変わりはありません。ただ、自宅でお産される方については、4千円高い40万8千円となります。

ご質問の実勢価格という、価格が正しいのかどうかあれなんですけれども、小豆島中央病院でお産した場合にじゃあどれぐらいかかるのかということについてのご質問だと思います。

具体的には、その人の状態によって多少は変わるんですけれども、議員ご指摘のとおり、およそ50万円ぐらにかかっているというような現状があります。出産育児一時金が上がれば、多分また病院のほうも上げるだろうということで、いたちごっこというのが現状かなと思います。

こういう事態を受けて、妊婦等の一時金の10万円とか出産の6万円というのも行われとるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第48号 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第48号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第48号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島ふるさと村ワインハウス内にテレワーク拠点施設を新たに開設することに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 議案第48号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の4ページをお開きください。

今年度、内閣府の地方創生テレワーク交付金を活用いたしまして、現在、小豆島ふるさと村のワインハウスにおきましてテレワーク拠点施設の新規開設に向けて整備を進めているところでございますが、それに伴いまして、テレワーク拠点施設の利用料金を定めるため、小豆島ふるさと村条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明申し上げます。

小豆島ふるさと村条例第10条関係の別表第2になりますが、改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正しようとするものでございます。

今回、小豆島ふるさと村のワインハウス内に新設されるコワーキングスペースの利用料

金として、1人1時間当たり330円、1人1日当たり1,650円、1人一月当たり1万6,500円を上限に設定しようとするものでございます。また、施設内のミーティングルームを利用する場合には、別途、1室1時間当たり1,100円を上限に設定しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 1日当たりの金額が出てますが、1日というのは何時から何時までになるんですか、その時間は決まってるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 1日利用につきましては、開設時間が午前9時から午後10時までと今予定しておりますけども、5時間以上使えば1日利用としてご利用いただくように今予定をしております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第49号 小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第49号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第49号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

近年の消防団員数の減少や自然災害の多発化、激甚化により団員の負担が増加する中、消防庁において消防団員の処遇等に関する検討会における検討結果を踏まえて、本町の報

酬等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第49号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例議案集の6ページをお願いいたします。

先ほど町長が提案理由でご説明しましたように、消防団員の負担が増加している中、消防団員数を確保することを目的として、消防団員の処遇等に関する検討会で国のほうで中間報告書が取りまとめられ、消防団員の報酬等の基準の策定等について消防庁長官より通知が発出されたことから、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条第2項では、合併時に編成しておりました方面隊につきましては、平成24年に既に廃止しておりますので、「方面隊長」及び「方面隊副隊長」の文言を今回の改正に合わせて削除するものでございます。

次に、第4条、欠格条項では、第3号、「6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者」という条文を追加いたします。この規定は、国が示す準則にはもともとあったものでございますが、転勤などで島を離れた場合に退団しなければならなくなりますことから、団員の確保に支障を来すということで、旧町の時代から規定が除かれておりました。これを今回、休団の規定を新たに追加しますことから、準則にのっとり本規定を追加するものでございます。

次に、第5条、分限の規定でございます。

次のページをお願いいたします。

第2項で身分を失う場合を規定しておりますが、前条第1号に該当するに至ったときは、第4条第1号に規定されております、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの場合を指しておまして、この場合に身分を失うということでございます。

次に、第8条は、休団の規定を新たに追加いたします。団員が長期出張や家庭の事情で団員の身分を保持したまま、一定の期間、活動の休止を団長が承認する制度を設けるものでございます。

次に、第9条、退職の規定も新たに追加いたします。これまで退職の規定がありません

でしたので、今回の改正に合わせて追加するものでございます。

次に、第14条、報酬の規定の改正でございます。

8ページの別表をお願いいたします。

改正前の機関員の報酬は廃止いたします。

また、役職ごとの報酬を、国が示しております普通交付税の単価、これに基づきまして、改正後のとおり、団長が8万2,500円から団員3万6,500円まで、役職ごとに改正するものでございます。

また、これまで費用弁償で支給しておりました出動手当を出動報酬とし、火災の場合には4時間未満は2千円、4時間以上8時間未満は4千円、8時間以上は8千円、また天災の場合は1日当たり8千円、それから災害以外の出動の場合は、火災の場合と同様の単価としております。

7ページにお戻りください。

最後に、第15条、費用弁償でございます。先ほどもご説明しましたように、出動手当に係る手当を報酬で規定することといたしましたので、ここでは公務のための旅行についてのみ支給対象とするよう改正するものでございます。

附則として、令和4年4月1日から施行することといたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。森崇議員。

○9番（森 崇君） 今、何人この団員がおいでるんかということと、随分昔に津波でやられたときに、ある奥さんが、うちのお父さん、団長になつとるからおらのや言うて、ここまでつかつとんのにそういうことがありました。そういう自分のところの家が大変な目に遭うとる場合も、行くやろうけど、そういう助け合いというのはどう考えてんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） まず、団員数でございますけれども、今、条例上の定員は360名となっておりますけれども、実際には330名程度というのが実情でございます。

それから、先ほどの団員自身が被災した場合でございます。これは、団長か副団長なり分団長から来いというようなことは多分言わないと思います。これは、団員さんの職務に対する意志での行動になろうかと思います。無理強いすることはないと思います。まずは自分の身の安全なり家族の身の安全を確認しての消防団活動だと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 今、地方交付税の額に定めるとおり払うという話でしたけど、ということは、今まで一般団員の1万7千円ということが3万6,500円になっただけですけど、この差はどこへ行きよったんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 単価の差でございますが、普通交付税につきましては消防費という項目で措置されておりますが、その人数ですね。合併のときに、消防団員を減らさないということで、消防団員を減しておりません。ただ、普通交付税で措置される人数というのはもう少し下がっておりまして、土庄町では、聞くところによると、交付税措置額ということで今回は上げないみたいなことを財政課長からお伺いしてありますので。これまでは、人数が多いけれども単価が少なかったみたいなことでございます。

それから、もう一点付け加えますと、常備消防費という項目がございまして、消防署のほうでございまして。こちらが交付税を上回る費用が発生しておりまして、トータルでは一般財源を持ち出しながら消防活動を行っていただくという実態がございまして。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに。大川議員。

○7番（大川新也君） これは交付税ですから一般財源は関係ないと思いますが、総額でどれぐらいになるんですか。今、330名ぐらいの団員に、団長、それぞれあると思うんですけど、総額でざっとどれぐらいの金額が増えるというふうに考えときゃいいんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 実際の金額につきましては、また当初予算のほうでお示しさせていただくようになろうかと思っておりますけれども、全体で1千万円近く予算が上がるような計算になってございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） これは個人に支払われる、分団に支払われるとか、そのあたりはどのような規定になっておるんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 団員報酬でございますので、団員個人に支給するというのが原則。原則と申しますか、今回、国からの通知で、これは団員個人に支給せよという指示でございます。これまでは、分団に支給して、その後、分団からというようなことでしたけれども、分団を通さずに、個人に直接、役場から支払うということで今準備を進めております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） ということは、団員、訓練にも何も参加せずに、今までは団に総額幾らで入ってきよった。今後、個人に入るんであれば、そういった方は、一切、欠格でもないけど、団員に席があるけど、訓練とか操法ほかに出てこないときには、そのお金はどうなんですか、金額は、行方は。そこまで考えてないですか、まだ。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） まず、この条例上でいきますと、団員の身分があれば、活動にかかわらず3万6,500円をお支払いするという形になります。ただ、大川議員ご指摘のように、活動されている団員と全く活動されていない団員が同じ報酬かということで、そこで不公平感が出てくるのはおのずと想像ができるところでございます。今回、個人支給になるということで、各分団の方も苦慮されているところでございまして、中には、この機に自分は活動できないのでやめさせてもらうであるとか。今回、休団の規定を設けさせていただきました。というのは、何らかの事情ですけれども活動ができないというのであれば、一旦休団扱いにして、その場合には報酬をお支払いしませんので、そういうことで、活発に活動される団員とそうでない団員とは不公平感がないような対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 出動報酬についてお尋ねします。

時間が決められてますけど、この時間というのは、自主申告をするのか、どっかチェックをされているのかということと、これは毎月計算して払うのか、どういう形になるのかということと、災害以外の出動というのは、最近多いのは人探しとかそういうことかなと思うんですけど、どのようなものがあるのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） まず、出動の時間の区分でございましてけれども、これは各分団で誰がいつ出てきたと、解散はいつだったかっていうのはチェックしていただいております。それを消防署の非常備の担当のほうに報告をいただいて、今までであれば半期ごとぐらいにまとめてお支払いをさせていただいております。それが手当とその支払い方法でございまして。

それから、災害以外の出動というのは、鍋谷議員ご指摘のように、人探しであるとかそういう場合の活動ということでご理解いただいたら結構かと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。森口議員。

○10番（森口久士君） さっきちらっと、土庄町は変えないとか上げないというようなことだったんですが、2町で活動するときがあると思います。このときの問題があるんで確認したいんですけど、全く出動手当というのも土庄町は今までどおりということでしょうか、そういうな待遇面、どんなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 今回、国の通知に基づきまして改正を行うことと本町はいたしました。それに伴いまして、土庄町のほうに、私どもの改正内容についてご説明にも参りました。その中で、土庄のご判断で報酬は現行どおりでいくということでございます。

その中で、本町と土庄町の違いといいますのは、今回、年間報酬3万6,500円にさせていただいた中には、毎月の定期訓練であるとか年末夜警とか出初め式、本来毎年ある通常の行事につきましては3万6,500円の中に含まれるという考えでございます。

土庄町のほうは、逆に、現行の額に、出てきた場合には出動手当を出すというような考えで区分しているようでございます。実際にどういうふうになるかはあれですけども、そういった考えで、私どもと土庄町さんで考え方の違いがあるということだと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 出動した場合のケースで、例えば林野火災、小豆島全域から消防団員が出動すると、そういうなときの分が気になったもんですから。違いがあると士気に影響が出るのかなということ、単純な疑問を持ったもんですからお尋ねしたと。そのあたりは、団員同士が違いがあると、なかなか、陰で活動に影響が出るのかなという思いがありました。そのあたりを十分注意していただいたらと思います。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号小豆島町消防団の定

員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第50号 小豆島町道路線の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第50号小豆島町道路線の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第50号小豆島町道路線の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国道436号の交差点改良や地元自治会の要望などに伴う町道の起終点の変更について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第50号小豆島町道路線の変更につきましてご説明をいたします。

上程議案集10ページをお開きください。

今回ご審議いただく路線は、3路線でございます。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、1つ目は、表の上段の路線番号14001番の草壁埋立1号線で、国道436号の交差点改良に伴い、国道に接続する必要があるため、終点を草壁本町字下川西615-26から草壁本町松山1053-2に変更するものです。

2つ目といたしまして、表中段の路線番号14009番の草壁安田中央線で、令和2年香川県告示第60号において告示のあった国道436号の区域変更に伴い、起点を草壁本町字松山809-1から草壁本町字松山886-12に変更するものです。

3つ目といたしまして、表下段の路線番号16020番の苗羽埋立4号線で、地元自治会から要望を受け、町道苗羽中通線に接続するため、終点を苗羽字中筋甲2272から苗羽字中筋甲1384-15に変更するものです。

12ページをお開きください。

1つ目の草壁埋立1号線を示した図面です。赤色の範囲が今回変更するところで、緑色が既設の町道、紫色が国道を示しております。路線延長は141.48メートルから49.97メートル増となり、191.45メートルになります。

13ページをお開きください。

2つ目の草壁安田中央線です。草壁交差点から馬木の県道と町道の3差路までの区間で、緑色が今回変更減になる区間です。赤色が変更後の区間です。紫色が国道436号、オレンジ色が県道坂手港線でございます。路線延長は2,105.37メートルから27.39メートル減となり、2,077.98メートルになります。

14ページをお開きください。

3つ目の苗羽埋立4号線です。赤色の範囲が今回変更するところで、緑色が既設の町道を示しております。路線延長は130.33メートルから90.51メートル増となり、220.84メートルになります。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号小豆島町道路線の変更については総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第51号 公有水面埋立ての適否について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第51号公有水面埋立ての適否についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第51号公有水面埋立ての適否について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地域住民の生活や産業等の輸送道路として、また緊急輸送路としても重要である国道436号の拡幅用地が必要であり、公有水面を埋め立てるに当たり、県に対して異議がない旨の回答をするため、公有水面埋立法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第51号公有水面埋立ての適否につきましてご説明をいたします。

上程議案集15ページをお開きください。

令和3年11月22日付3港湾第41435号をもって、香川県知事から諮問のあった公有水面埋立利害適否については、異議がない旨の回答をしたいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものです。

国道436号につきましては、町長がご説明しました理由によりまして、香川県が本案の区間の車道及び歩道の道路拡幅を実施することで、車両通行の円滑性並びに自転車や歩行者の安全を確保することができることとなります。

出願人は、香川県でございます。

位置につきましては、香川県小豆郡小豆島町西村甲1064番1、1061番2、1069番1、1073番6、1074番8、1074番7、1076番1、1078番2、1078番3、1078番1、1080番2、1080番3、1081番3、1082番1及び1082番2に接する無番地の地先公有水面でございます。

埋立面積は、1,540平方メートルでございます。

17ページをお開きください。

埋立計画平面図でございます。図面下側が海で、国道436号の左側の鬼ヶ崎から右側、片山水産までの区間で、ピンクで着色した部分が埋立区域となります。

18ページをご覧ください。

断面図でございます。この図面で申しますと、赤で着色している護岸構造物までの4.37メートルが埋立区域となります。

工事の施行に要する期間につきましては、工事着手から3年の埋立免許申請となっております。

また、内海漁業協同組合、池田漁業協同組合につきましては、それぞれの今年度総会において承認を得た上で同意をいただいております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 工期は3年と言われましたけれども、いつからいつまでになるのでしょうか、それで道路としてちゃんとできるのはいつ頃の予定ですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 先ほども申しましたとおり、着手からということですので、埋

立免許の許可が下りましたら工事着手となりますけれども、施工年数3年と埋立免許申請ではなっております。予算の関係もございまして、延伸となる可能性もございます。構造物等、あと消波ブロック、これを1万個作るというふうに聞いておりますので、その年月は3年以上かかる場合もございますので、そこらあたりは進捗状況を見たいなと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） そしたら、まだ先の話だと思うんですけど、この図面でピンクで最後、起点と着点、どちらが起点になるんか分かんませんが、鬼ヶ崎のところがかかっていますね。今、あそこは、鬼ヶ崎の看板等が出ている、販売機を置いてるところは、私有地ではないんですか、公有地なんですか、あれ。販売機とかフェリーの看板とかありますね、鬼ヶ崎の先に。あれにかかりますね、これ。そしたら、この後、鬼ヶ崎を曲がって、内海側からいってですけど、海側に新しい歩道ができてます、広い、立派な。あれに接続する、その空間、間は、私有地じゃないんですか、公有地なんですか。その辺は問題が出てくるんじゃないんですか、これ、出来上がっても。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 公有地か私有地かということなんですが、18ページの断面の道路幅員の話をまず説明させてください。

車道部分が3メートル、これは2車線ございます。その両サイド、左右1メートルずつの路肩、歩道部分がここでいいますと2.5メートルプラス50センチで3メートル取っております。ですので、鬼ヶ崎のところ、当然、歩道はつなげていかなければいけないというところでして、もし私有地であったとしても、県が用地買収して歩道をつなげるという形になろうかと思えます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。森崇議員。

○9番（森 崇君） 高潮対策というのをかなり入ってると思うんですけど、どなんですか、高潮対策、逆止弁。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 18ページの断面で、護岸の高さなんですが、県の説明で、通常、津波対策のことを今ほぼほぼ終わって、県の工事としては、次に取りかかっているのが地震津波の事業に取り組んでおります。ですので、今回のこの計画自体は、地震津波に対しての高さを設定して計画していると聞いております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号公有水面埋立ての適否については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第52号 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第52号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第52号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年3月31日をもって指定期間が満了となる小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 上程議案集19ページをお開きください。

議案第52号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

先ほど町長からご説明しましたとおり、小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

小豆島町うちのみ漁師村につきましては、平成29年度から5年間の指定管理期間が今年度末をもって終了となりますことから、小豆島町うちのみ漁師村条例第4条第2項の規定により次期指定管理者について審査した結果、現在の指定管理者である合資会社寺下広告社を引き続き指定管理者に指定し、管理及び運営を行わせようとするものでございます。

なお、本指定管理期間から1回限りの更新制度を導入しており、現在の指定管理者であ

る合資会社寺下広告社から更新を希望する旨の申出があったことから、さきの小豆島町うちのみ漁師村指定管理者選定審議会において審議し、指定管理者候補として選定するとの答申をいただいております。

議決を求めます項目につきましては、1、公の施設の名称として、小豆島町うちのみ漁師村、2、指定管理者として、名称は合資会社寺下広告社、住所は小豆郡小豆島町馬木甲809番地2、3、指定の期間としましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 議案説明のときに、業者のほうで延長を望んだ場合、そのままいくというふうな文言があったというふうに聞いたんですが、ほかから、いろんなところから、うちもやりたいやなんやいうていうふうになってきたら、この辺も発展していきよんかなと思うんですが、そういう場合があった場合も、業者の継続を望んだ場合というふうな文言は今回も継続していくのか、どんなかな、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 今回の指定管理の次のことだと思うんですが、1回限りの更新ということでございますので、今回5年間過ぎましたらまた公募をするというような計画でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。大川議員。

○7番（大川新也君） 指定管理ですから、経営をどうこう言うんじゃないんですけど、今、コロナ、1年、2年、関係もあると思うんで、実際の収支は黒字であるんか赤字であるんか、そのあたりの現状は、少し報告をもらえたらと思います。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 平成24年度から元年度の前半までは売上げも順調に伸ばしてまして、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症拡大でインバウンドとか日本に来られず来客者も減少し、また2年度はゴールデンウィークに緊急事態宣言などが発令いたしまして臨時休業もしたということで、売上げも減少し、ここ2年間は厳しい状況と聞いておりますが、持続化給付金や通信販売などで経営利益を出しているというように報告を受けております。

○議長（谷 康男君） ほかに。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第53号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第53号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第53号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いします額は、5,630万5千円でございます。

内容につきましては、議会費マイナス137万8千円、総務費7,463万7千円、民生費マイナス313万4千円、衛生費マイナス1,348万円、労働費マイナス1万5千円、農林水産業費469万9千円、商工費マイナス424万8千円、土木費1,809万円、教育費マイナス1,886万6千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第53号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の21ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,630万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億7,668万7千円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正であります。

恐れ入ります。25ページの第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

現在、ふるさと村ワインハウスにテレワーク拠点施設の整備を進めており、令和4年4

月からの開設を目指しておりますが、施設の管理運営につきましては、一般財団法人小豆島ふるさと村公社に指定管理を行いたく、令和4年度から令和7年度までの指定管理料の限度額を8千万円から8,480万円に増額するものでございます。なお、単年度で申し上げますと120万円で、4年間合計では480万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正であります。

15款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,104万5千円につきましては、コロナ対策として庁内のウェブ会議システムの機器購入費に70万4千円、オリーブバスの経営支援に4,010万1千円、中学校の修学旅行のキャンセル費用に9万9千円、家庭での遠隔学習の実施に向けた機器整備に14万1千円をそれぞれ充当するものでございます。

同じく2目2節児童福祉費補助金、説明欄1の子ども・子育て支援事業費補助金136万4千円につきましては、児童福祉法の改正により、児童手当の特例給付の支給に係る所得上限額が新たに設けられることに加え、現況届の提出が原則不要になることへ対応するため、システム改修が必要となり、当該改修費用に対する補助金を受け入れるものであります。補助率は10分の10でございます。

同じく7目1節小学校費補助金と1行下の2節中学校費補助金の説明欄1、公立学校情報機器整備費補助金88万円と1万7千円につきましては、コロナや自然災害等によって小・中学校の臨時休業を余儀なくされる場合にあっても、家庭での学習機会を確保し、遠隔授業等を実施するため、Wi-Fiルーター等の可搬型通信機器とウェブカメラ等の機材を整備するに当たり、国からの補助金を受け入れるものであります。なお、補助の内容につきましては、可搬型通信機器が1台当たり1万円の定額補助で、小学校分81台で81万円、カメラ等の機材整備が1校当たり3万5千円の上限補助で、補助率が2分の1となりますことから、小学校では1万7,500円の4校分で7万円、中学校は1万7千円の補助となっております。

次に、16款県支出金、2項1目1節総務管理費補助金、説明欄1の地域生活交通路線運行費補助金マイナス19万5千円ですが、中山線の収支が確定し、県費補助金が決定したことによる減額補正でございます。補助率は、コロナの影響により収益率が悪化したことから、2分の1から3分の1となっております。

同じく4目1節農業費補助金、説明欄1のオリーブ生産拡大加速化事業費補助金107万7千円につきましては、オリーブ生産者2名から新品種の植栽等について追加の事業要望があり、県との協議が調ったことに加え、当初予算計上分4事業の精算により補正計上するものであります。

その下の2節林業費補助金、説明欄1の森林害虫等防除事業補助金59万2千円につきましては、ナラ枯れ被害の拡大により防除事業に対する補助金を増額計上するものでございます。なお、補助率は、伐倒薫蒸が4分の3、伐倒残置が2分の1でございます。

次に、18款寄付金、1項4目1節小学校費寄付金7万円につきましては、町内の企業から苗羽小学校に対し8件の寄付の申出がありましたので、これを受け入れるものでございます。

次に、19款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金マイナス1,215万4千円につきましては、人件費が減額となり、今回の補正予算に必要な一般財源がマイナスとなりますことから、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

同じく5目1節ふるさとづくり基金繰入金2,360万9千円につきましては、瀬戸内国際芸術祭の事業経費の財源として基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳出の補正につきましては、例年どおり、当初予算措置後の人事異動等の要因、またさきの臨時議会でご議決を賜りました職員等の期末手当の減額に伴う人件費の補正をお願いしております。つきましては、1節報酬から4節共済費まで及び会計年度任用職員の費用弁償を計上しております8節旅費の人件費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます。なお、正規職員の人件費でございますが、育児休業や病気休職、年度途中の退職に加え、期末手当の0.15か月分の引下げなどによりまして、合計でマイナス3,800万6千円の減、会計年度任用職員の人件費につきましては、期末手当の0.15か月分の引下げなどにより、合計でマイナス238万2千円の減となっております。

それでは、人件費以外の説明をさせていただきます。

まず、ページ真ん中より少し下になります、2款総務費、1項8目情報管理費、17節備品購入費、説明欄1のウェブ会議システム機器購入費70万4千円につきましては、コロナの感染拡大により、ウェブ会議がほぼ毎日のように開催され、システム機器が不足していることから、カメラ、マイク、モニター等の機器を2セット新たに購入するものであり、財源につきましては地方創生臨時交付金を活用いたします。

1行飛ばしまして、13目防災諸費、10節需用費、説明欄1の修繕料335万5千円につきましては、防災行政無線中継基地局となっております池田保健センターと太陽の丘にあります発電機が経年劣化によりまして不具合が生じており、バッテリー交換等のオーバーホールを実施するものでございます。

次に、14目公共交通対策費、12節委託料、説明欄1の路線バス運行業務委託料172万3千円につきましては、コロナの影響により、オリーブバスに運行委託しております中山線の収益が悪化しております、委託路線を持続させるため、運行距離に応じて土庄町と協調し減収補填を実施するものでございます。

その下の18節負担金補助及び交付金、説明欄1の小豆島オリーブバス運営費負担金3,837万8千円につきましても、コロナの影響によってオリーブバスの利用者が減少し、坂手線をはじめとする全ての路線において減収となっており、島内唯一の公共バス交通を守るため、運賃改正前の平成27年度の実損益と比べて減収となった額につきまして減収補填を実施するものでございます。なお、財源につきましては、全額、地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、15目諸費、22節償還金利子及び割引料、説明欄1の過誤納還付金950万円につきましては、11月30日開催の総務建設常任委員会でもご説明しましたとおり、共同住宅において住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置の適用に誤りがあったことから、該当する納税者への還付金を計上したものでございます。

次に、ページを1枚めくっていただき、17目文化芸術振興費、3節職員手当等から13節使用料及び賃借料につきましては、来年4月14日に開幕が予定されております瀬戸内国際芸術祭2022の準備費用を計上したものでございます。

長引くコロナの影響によって、航路事業者や観光関連事業者をはじめ地域産業は大きな打撃を受けており、瀬戸芸の開催を待ち望む声を多く頂戴いたしております。一方、変異ウイルスの影響等によって、第6波となる感染拡大も心配されるところではありますが、無事に開催されることを願いながら、開幕に向けて準備を進めていきたいと考えてございます。また、海外作家の来日が可能かどうか心配されるところではありますが、現時点で計上可能な範囲において補正予算をお願いするものでございます。

まず、3節職員手当等、説明欄1の時間外勤務手当100万円につきましては、土日等の作業に従事する職員の時間外手当を計上いたしております。

次に、7節報償費、説明欄1の協力団体等謝礼100万円につきましては、中山地区で開催されるワン・ウェンチーさんの作品につきましては、これまでと同様に竹を使った作品

が予定されており、竹切りあるいは運搬等について中山イベント推進会の協力をいただきたいと思いますと考えてございまして、前回と同額の最低限の謝礼を計上したものでございます。

次に、8節旅費、説明欄1の費用弁償50万円につきましては、三都半島神浦地区におきまして、前回同様、広島市立大学が作品展開を行う予定となっており、教授、学生等の旅費を計上したものでございます。

次に、10節需用費、説明欄1の消耗品費239万2千円から説明欄6の修繕料258万2千円につきましては、案内看板、スタッフTシャツ、職員の作業着の購入費をはじめ、公用車の燃料代、作業時の飲物代、春会期用の島マップの印刷代、既存作品や展示会場の修繕料等を計上いたしております。

次に、11節役務費、説明欄1の手数料55万4千円につきましては、中山地区の作業で発生する竹枝等の処分手数料であり、説明欄2の傷害保険料23万6千円は、作業時の保険料でございます。

次に、12節委託料、説明欄1の作品制作等業務委託料1,360万円につきましては、神浦地区で展開する広島市立大学の作品制作委託料でありまして、現時点においては9つの作品が予定されておりますが、最終的な作品数は今後、町、大学、県実行委員会との協議、調整によって決定されていきます。なお、三都半島の作品制作の費用につきましては、前回とほぼ同額を計上させていただいております。

13節使用料及び賃借料、説明欄1の自動車借上料30万円につきましては、中山地区の竹の運搬に必要となるトラックの借り上げ料でございます。

合計で今回2,360万9千円の補正をお願いするものでありますが、町財政への負担等を考慮し、財源は、全額、ふるさと納税を原資とする基金からの繰入金で充当いたします。

次に、ページをめくっていただき、ページ下の3款民生費、2項2目児童措置費、12節委託料、説明欄1の電算システム改修委託料136万4千円につきましては、歳入でも申し上げたとおり、児童福祉法の改正により、児童手当の特例給付の支給に係る所得上限額が新たに設けられることに加え、現況届の提出が原則不要になることへ対応するため、システム改修を委託するものでございます。

次に、ページをめくっていただき、ページ中ほどより下の4款衛生費、2項3目し尿処理費、10節需用費、説明欄1の修繕料90万円につきましては、バキューム車の老朽化によりタンク等の修理が必要となり、今後の車検修繕や緊急修繕に対応するため、補正計上したものでございます。

次に、ページをめくっていただき、ページ中ほどより下になります、6款農林水産業

費、1項9目オリーブ生産費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1のオリーブ生産拡大加速化事業補助金59万7千円につきましては、オリーブ生産者2名から新品種の植栽等の追加要望があり、県との協議が調ったことから補助金を計上したものでございます。

1行飛ばしまして、2項1目林業振興費、12節委託料、説明欄1のナラ枯れ防除委託料105万5千円につきましては、香川県が9月に衛星写真で被害量を調査したところ、当初予算で予定しておりました数量910立米よりも44立米多い954立米程度と見込まれることから、防除委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、ページを2枚めくっていただき、20、21ページをお願いいたします。

右側のページ、21ページの一番上、8款土木費、5項2目住宅管理費、10節需用費、説明欄1の修繕料1,157万7千円につきましては、公営住宅、改良住宅におきまして経年劣化により修繕が多発しておりまして、9月議会においても増額補正をお願いしたところですが、その後も漏水、外壁の爆裂等の修繕が発生しておりますことから、今後の緊急修繕等に備えるため、補正計上したものでございます。

次に、ページ中ほどの10款教育費、1項2目事務局費、21節補償、補填及び賠償金、説明欄1の補償金9万9千円につきましては、5月に予定しておりました小豆島中学校の修学旅行がコロナによって延期を余儀なくされ、キャンセル料が発生したことから補正計上したものでございます。

次に、その下の2項1目学校管理費、17節備品購入費、説明欄1の情報機器購入費99万2千円につきましては、歳入でもご説明しましたように、コロナや自然災害等によって小学校の臨時休業を余儀なくされる場合にあっては、家庭での学習機会を確保し、遠隔授業等を実施するため、Wi-Fiルーター等の可搬型通信機器81台とウェブカメラ等の機材4校分4セットを購入するものでございます。

次に、その下の2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1の学校振興補助金7万円につきましては、苗羽小学校への寄付があったことから、同額を学校振興費として補助するものでございます。

次に、その下の3項1目学校管理費、17節備品購入費、説明欄1の情報機器購入費4万6千円につきましては、小学校費と同様に、遠隔授業等を実施するため、ウェブカメラ等の機材1セットを購入するものであります。

次に、ページをめくっていただき、ページ中ほどです、4目保育所費、22節償還金利息及び割引料、説明欄1の子ども・子育て支援交付金等返還金272万4千円につきましては、令和2年度の延長保育事業における子ども・子育て支援交付金等の精算に伴い、過大

交付となりました国県交付金を返還するものでございます。以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。森崇議員。

○9番（森 崇君） 9ページのオリーブバス運営の関係なんですけど、待合所の椅子が崩れてしもうとったのに、これは関係ないと言われて聞いたんですけど、同じでしょうか。待合室のところで椅子がない、椅子があっても壊れてしもうて、とうとうなくなったというのがありますけど。もり内科のところの海側の小っちゃい椅子、例えば。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 改めてオリーブバスに確認をさせていただきますが、減収になったからといって、あったものをなくすと、そういった話は伺っておりませんので、何か違う事情があるのかもしれませんが。また確認をさせていただき、お答えをさせていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 同じく今のオリーブバスの、オリーブバスの現状、これも収支報告があまり我々には全然つかめないんですよ。結構、定期バスが空車で走っているのを見かけますし、実際に収支がどんなもんかも、地方創生臨時交付金で賄っていつているんですけど。何年か前に、オリーブバス、一回、収支報告か何か、報告あったと思うんですけど、あれきり何も、現状。小豆島町は出資してますからね。ある程度、我々もその内容を知りたいんですけど、そのあたりどんなですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 前回の第11期の株主総会資料の概要をこの議会においてご報告させていただいて、第12期、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの株主総会が12月20日に予定されておりまして、そこで損益計算書、貸借対照表、いわゆる経常状況を株主の皆様にご報告する予定でございます。

経営状況でございますが、約9,500万円の赤字でございます。それに対して、コロナの国、県、町の補助金、これがトータルとして約8,500万円程度入っております。実質的な当期純利益でございますが、マイナス1千万円程度という決算状況になってございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 発議第3号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、発議第3号離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番中松議員。

○6番（中松和彦君） 発議第3号離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について。上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和3年12月15日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員中松和彦。賛成者、小豆島町議会議員森口久士。賛成者、小豆島町議会議員安井信之。

離島振興法の改正・延長を求める意見書。

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全と併せて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的、社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である1次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。令和3年12月15日。小豆島町議

会議長谷康男。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。以上。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出については原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日、委員会に付託しました議案の審査報告は、明日の本会議においてお願いします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

明日は午後3時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時16分